



第1部

障がい者計画《改訂版》
（平成24年度～平成29年度）







第1章 現状と目標

第1節 障がいのある人をめぐる現状

第2節 計画の理念と施策の体系





第1節 障がいのある人をめぐる現状

1 障がいのある人の現状

《市の人口》

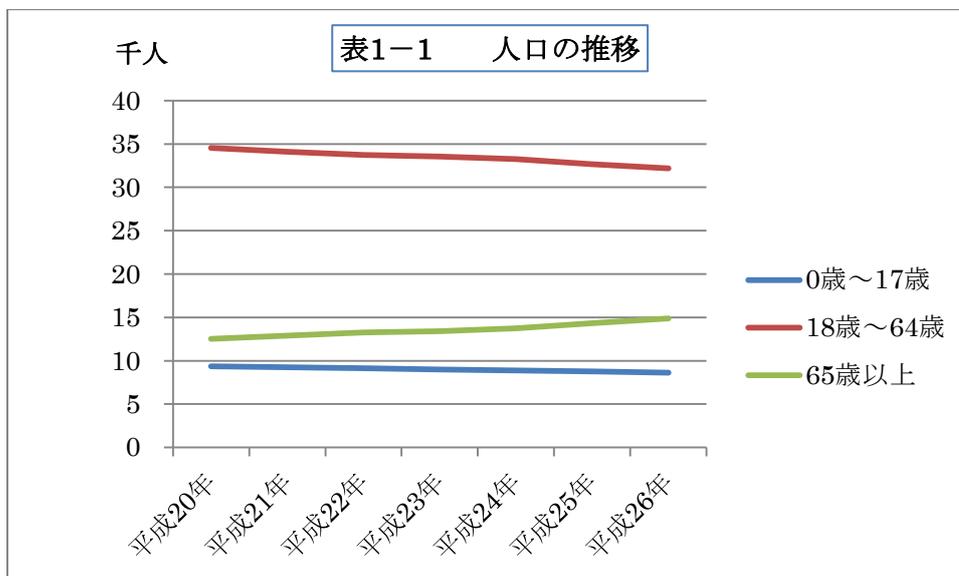
本市の人口は、55,693人（平成26年4月1日現在）で、障がい児※10に該当する17歳以下の層及び18歳から64歳までの層の人口がともに減少傾向にある中、65歳以上の年齢層は増加傾向にあり、少子高齢化社会を象徴しています。

表1-1 人口の推移

（単位：人）

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総数	56,432	56,261	56,110	55,949	55,835	55,780	55,693
0歳～17歳	9,366	9,255	9,131	8,990	8,866	8,763	8,628
18歳～64歳	34,543	34,095	33,722	33,554	33,242	32,675	32,172
65歳以上	12,523	12,911	13,257	13,405	13,727	14,342	14,893

各年4月1日の住民基本台帳登録人口



※10 障がい児：障がいのある18歳未満の児をいう。





《障がい者の状況》

身体障がい者手帳交付者数は年々増加し、平成26年3月31日現在1,651人（人数は障がい児を含む。以下同じ）で、平成8年度と比較して1.25倍となっています。等級別にみると、1級・2級の重度障がい者が全体の50.8%（839人）を占めており、また、障がい別では肢体不自由と内部障がいで81.5%（1,345人）となっています。

また、年齢別でみると65歳以上が68.9%（1,138人）を占め、障がい者における高齢化が顕著に表れています。

知的障がい者に交付される療育手帳の所持者は、414人に増加しており、そのうち重度障がい者（㊤及びA）は224人で、54.1%となっています。

精神障がい者保健福祉手帳^{※11}交付者は214人で、精神科に通院して自立支援医療（精神通院医療）制度^{※12}を利用している人は、656人となっています。

その他、一般特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患医療受診券^{※13}を受給している難病患者はあわせて389人で、微増傾向にあります。

なお、平成27年1月に施行される「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び児童福祉法の改正により、難病については現行の56疾病から約300疾病へ、小児慢性特定疾病は、現行の514疾病から704疾病に拡大され、対象者が増加する見込みとなっています。

※11 精神障がい者保健福祉手帳：一定の精神障がいの状態にあることを認定して交付される。障がい福祉サービスをはじめ各種支援を受けることで自立と社会復帰及び社会参加を促す。

※12 自立支援医療（精神通院医療）制度：精神疾患治療のための通院医療費の90%を保険と公費で負担する制度で、障害者総合支援法に基づく。

※13 一般特定疾患医療受給者証（平成27年1月からは特定医療費（指定難病）受給者証）：一般特定疾患治療研究事業（公費負担制度）により難病患者の医療費を助成するもので、対象となる疾病に罹患した者に交付されるもの。

小児慢性特定疾患医療受診券（平成27年1月からは小児慢性特定疾病医療受給者証）：対象の疾病に罹患した小児の医療費を助成する制度により交付されるもの。





第1部 障がい者計画《改訂版》

表 1-2 ア 障がい者数の推移（身体）

（単位：人）

区 分	平成 8 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度		対 8 年度 増減数	25 年度 ／8 年度 伸び率 (倍)	
							実数	構成比 (%)			
身体障がい者計	1,289	1,550	1,573	1,613	1,594	1,608	1,617	100.0	328	1.25	
等 級 別	1 級	432	527	519	530	534	533	546	33.8	114	1.26
	2 級	250	308	304	312	288	287	273	16.9	23	1.09
	3 級	197	257	268	272	272	280	285	17.6	88	1.45
	4 級	185	268	294	310	319	329	329	20.3	144	1.78
	5 級	140	100	98	98	87	93	94	5.8	-46	0.67
	6 級	85	90	90	91	94	86	90	5.6	5	1.06
種 類 別	視覚障がい	142	191	191	197	189	181	175	10.8	33	1.23
	聴覚・平衡機能障がい	97	112	113	116	113	111	109	6.8	12	1.12
	音声・言語・ そしゃく機能障がい	19	20	21	22	20	21	18	1.1	-1	0.95
	肢体不自由	750	817	821	825	814	830	838	51.8	88	1.12
	内部障がい	281	410	427	453	458	465	477	29.5	196	1.70
身体障がい児計	26	37	39	36	38	35	34	100.0	8	1.31	
等 級 別	1 級	11	11	13	12	14	12	11	32.4	0	1.00
	2 級	10	10	10	9	8	9	9	26.5	-1	0.90
	3 級	2	8	8	10	12	9	8	23.5	6	4.00
	4 級	2	4	4	3	3	3	3	8.8	1	1.50
	5 級	0	0	0	0	0	1	1	2.9	1	0.00
	6 級	1	4	4	2	1	1	2	5.9	1	2.00
種 類 別	視覚障がい	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.00
	聴覚・平衡機能障がい	9	8	7	4	3	4	4	11.7	-5	0.44
	音声・言語・ そしゃく機能障がい	2	0	0	0	0	0	0	0.0	-2	0.00
	肢体不自由	12	21	22	23	24	21	21	61.8	9	1.75
	内部障がい	3	8	10	9	11	10	9	26.5	6	3.00

①数値は、各年度末日

②身体障がい者は、18 歳以上の身体障がい者手帳所持者、身体障がい児は 18 歳未満の身体障がい者手帳所持者
（出所「身体障害者手帳交付台帳登録数調」）

③平成 8 年度の数値は、平成 13 年 3 月に策定した当初の「障害者プラン」の中で示した数値であり、現在の状況と比較するために記載





表 1-2 ア 障がい者数の推移（知的・精神）

（単位：人）

区 分	平成 8年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25 年度		対 8 年度 増減数	25 年度 / 8 年度 伸び率 (倍)
							実数	構成比 (%)		
知的障がい者計	185	281	282	292	294	302	307	100.0	122	1.66
等 級 別	㊦	28	59	60	61	64	64	20.9	36	2.29
	A	76	114	112	118	116	120	110	34	1.45
	B	60	68	72	70	71	70	79	19	1.32
	C	21	40	38	43	43	48	54	33	2.57
知的障がい児計	47	79	85	86	93	98	107	100.0	60	2.28
等 級 別	㊦	15	16	17	16	18	20	23.4	10	1.67
	A	13	20	24	21	20	19	23.4	12	1.92
	B	13	16	12	15	19	24	24	11	1.85
	C	6	27	32	34	36	35	33	27	5.50
精神障がい者 保健福祉手帳	11	161	164	181	212	236	214	100.0	203	19.45
等 級 別	1 級	1	26	25	27	39	35	29	28	29.00
	2 級	8	94	101	115	123	135	134	126	16.75
	3 級	2	41	38	39	50	62	51	49	25.50
自立支援医療 （精神通院）	120	539	567	623	650	660	656	—	536	5.47
一般特定疾患医療 受給者証交付者	144	266	280	287	301	312	336	—	192	2.33
小児慢性特定疾患 医療受診券交付者	—	47	47	46	50	55	53	—	—	—

①数値は、各年度末日

②知的障がい者は 18 歳以上の療育手帳所持者、知的障がい児は 18 歳未満の療育手帳所持者
（出所「療育手帳交付状況調」）

③平成 8 年度の数値は、平成 13 年 3 月に策定した当初の「障害者プラン」の中で示した数値であり、現在の状況と比較するために記載





第1部 障がい者計画《改訂版》

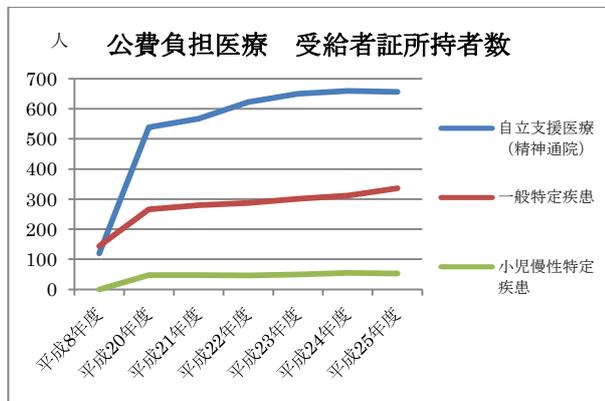
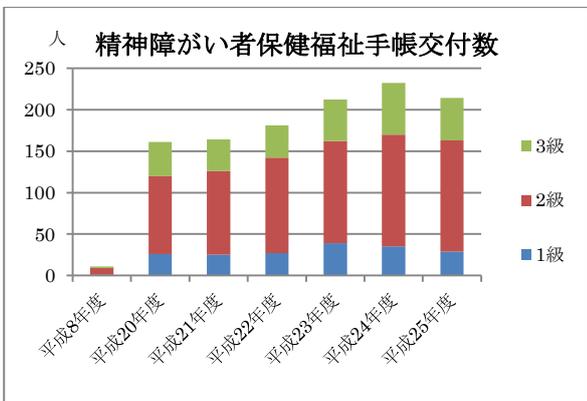
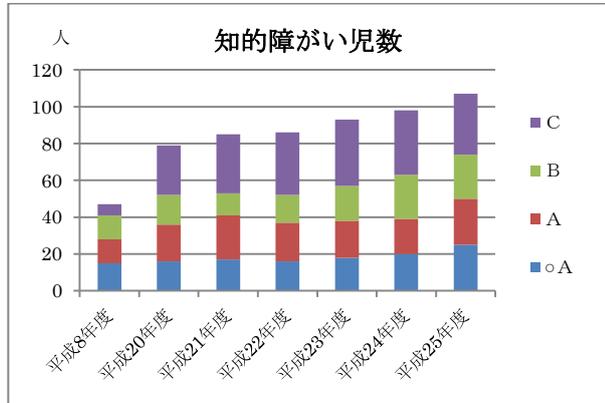
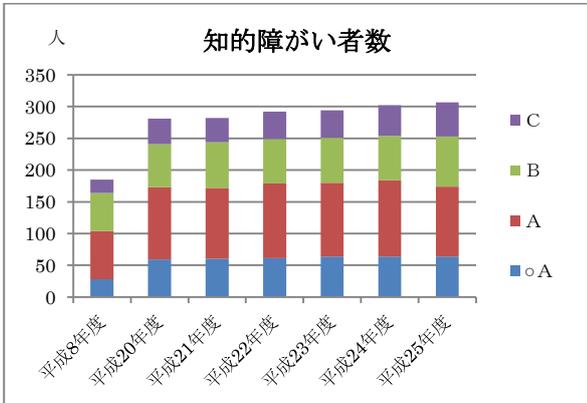
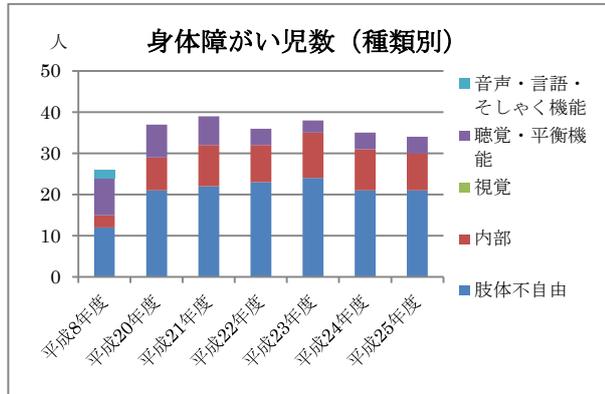
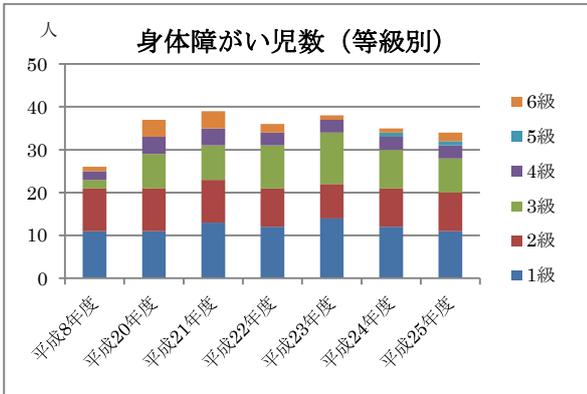
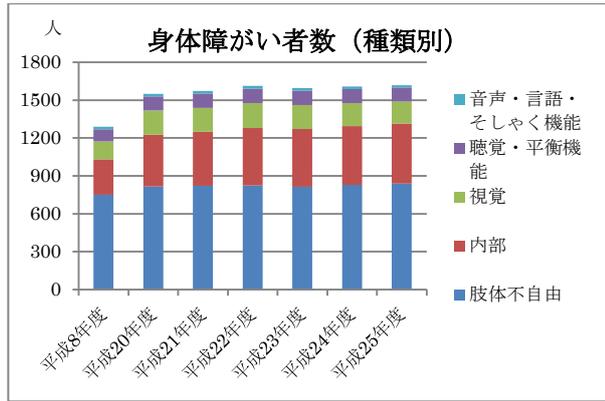
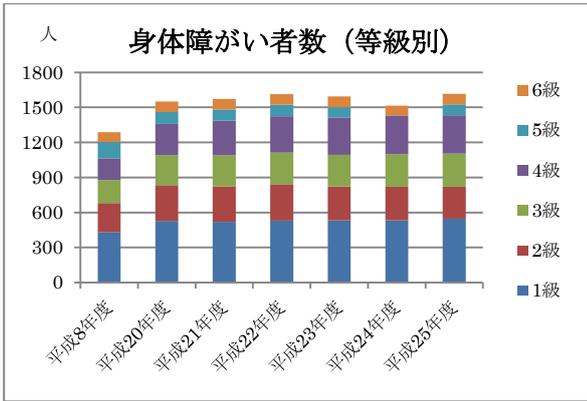
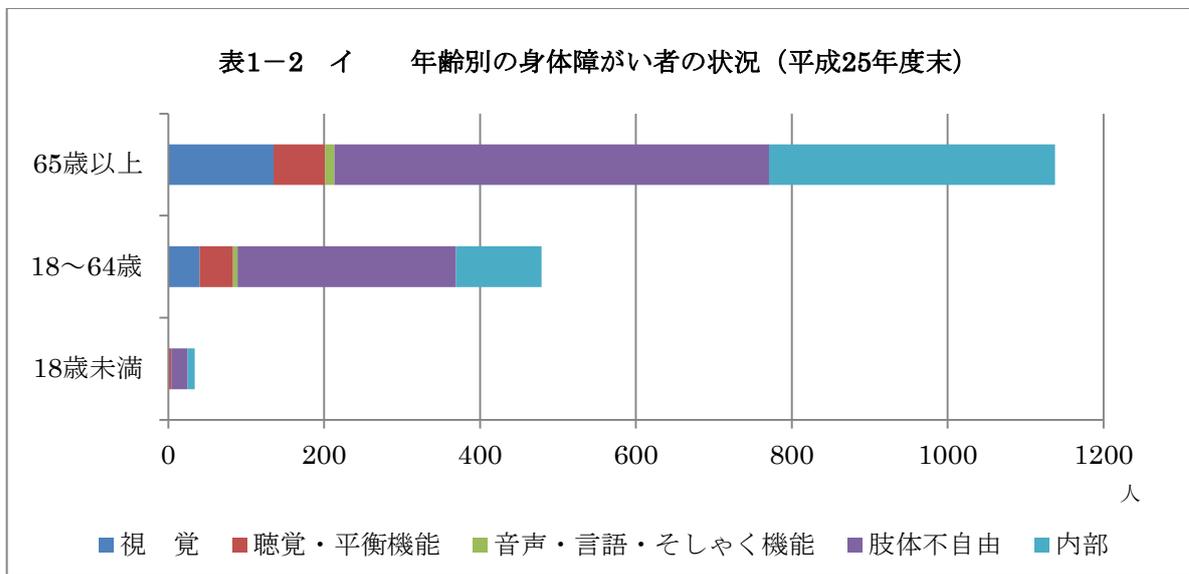




表1-2 イ 年齢別の身体障がい者の状況（平成25年度末）（単位：人）

区分	視覚	聴覚・平衡機能	音声・言語・そしゃく機能	肢体不自由	内部障がい	計
18歳未満	0	4	0	21	9	34
18～64歳	40	43	6	280	110	479
65歳以上	135	66	12	558	367	1,138
合計	175	113	18	859	486	1,651





《障がい児の就学状況》

水戸市及びひたちなか市にある特別支援学校の小学部・中学部・高等部に、あわせて88人が在籍しているほか、市立小学校及び中学校に設置された特別支援学級には、それぞれ72人、32人が在籍して、障がいに応じた指導を受けています。

なお、平成27年4月には、常陸太田市に常陸太田特別支援学校（平成27年4月は小学部、平成28年4月には中学部及び高等部）が開校します。

表1-3 障がい児の就学状況（平成26年8月1日） （単位：人）

区 分		小学部		中学部		高等部		訪問教育		計	
		総数	うち 那珂市	総数	うち 那珂市	総数	うち 那珂市	総数	うち 那珂市	総数	うち 那珂市
身体障がい	水戸特別支援学校	78	4	59	2	67	6	20	0	224	12
	水戸聾学校	25	0	19	0	17	1			61	1
	盲学校	10	0	4	0	28	0			42	0
知的障がい	茨城大学教育学部付属特別支援学校	15	2	18	2	23	2			56	6
	水戸高等特別支援学校					141	1			141	1
	勝田特別支援学校	135	28	79	19	132	21	20	0	366	68
合 計		263	34	179	23	408	31	40	0	890	88
区 分		総数	うち 特別支援学級	総数	うち 特別支援学級						
市立小・中学校（15校）		2,881	72	1,565	32						





《雇用の状況》

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者（身体障がい者・知的障がい者）を1人以上雇用する義務のある民間企業、公共団体等を対象に、毎年6月1日現在の雇用状況を調査しています。近年は企業の理解も進んだことにより、法定雇用率^{※14}の達成度は年々向上しています。

平成26年度では、企業努力も重なり、障がい者雇用の実数、実雇用率、雇用率を達成した企業数、達成企業の割合のすべての指標において増加しており、障がい者の雇用が今後更に進展する傾向を示しています。

特に、精神障がい者については、平成30年4月から雇用が義務付けられることもあり、茨城県の平成25年度（267人）と平成26年度（347人）を比較すると30%増加しています。

障がい者の自立と社会参加を促進し、経済的な安定を図るといった法の趣旨に沿い、障がい者雇用における制度理解と、環境の整備を進めることにより、更なる障がい者の雇用が期待できます。

※14 法定雇用率：平成25年4月に施行された新基準では、民間企業（50人以上の規模）は2.0%、国・地方公共団体（43.5人以上の規模）は2.3%、教育委員会（45.5人以上の規模）は2.2%となっている。

短時間労働者は、1人を0.5人としてカウント。重度身体障がい者、重度知的障がい者は1人を2人としてカウント。短時間の重度身体障がい者、重度知的障がい者は1人としてカウント。精神障がい者は、雇用義務の対象ではないが、各企業の実雇用率の算定時には障がい者数に算入することができる。





表1-4 ア 民間企業における雇用の状況（各年6月1日調査）

区 分	企業数	算定基礎 労働者数（人）	障がい者数（実数：人）			算定上の 障がい者数※ （人）	実雇用率 （%）	雇用率達成 の企業数	達成企業の 割合（%）	
			身体	知的	精神					
茨 城 県	平成26年度	1,387	270,032.0	2,434	1,022	347	4,722.5	1.75	696	50.2
	平成25年度	1,351	262,791.0	2,279	899	267	4,355.0	1.66	641	47.4
	平成24年度	1,200	255,831.5	2,172	816	202	4,061.5	1.59	617	51.4
	平成23年度	1,195	251,664.0	2,086	740	145	3,870.0	1.54	569	47.6
	平成22年度	1,097	222,518.0	1,930	610	118	3,568.0	1.60	560	51.0
	平成21年度	1,105	213,896.0	1,814	538	87	3,292.0	1.54	560	50.7
	H21とH26 との比較（%）	25.5	26.2	34.2	90.0	298.9	43.5	0.21 ポイ外	24.3	△0.5 ポイ外
ハ ロ ー ワ ー ク 水 戸 管 内	平成26年度	347	76,742.5	703	211	82	1,259.0	1.64	153	44.1
	平成25年度	341	76,447.0	670	185	68	1,211.5	1.58	136	39.9
	平成24年度	298	74,511.0	644	158	52	1,150.5	1.54	143	48.0
	平成23年度	297	73,792.0	627	154	44	1,128.5	1.53	128	43.1
	平成22年度	267	67,145.0	595	129	39	1,078.0	1.61	121	45.3
	平成21年度	279	62,829.0	500	106	35	915.0	1.46	113	40.5
	H21とH26 との比較（%）	24.4	22.1	40.6	99.1	134.3	37.6	0.18 ポイ外	35.4	△0.6 ポイ外

※ 重度の身体及び知的障がい者は1人の雇用で2人として、重度の身体及び知的障がい者の短時間労働者は1人として、重度以外の身体・知的・精神障がい者の短時間労働者は0.5人として算定

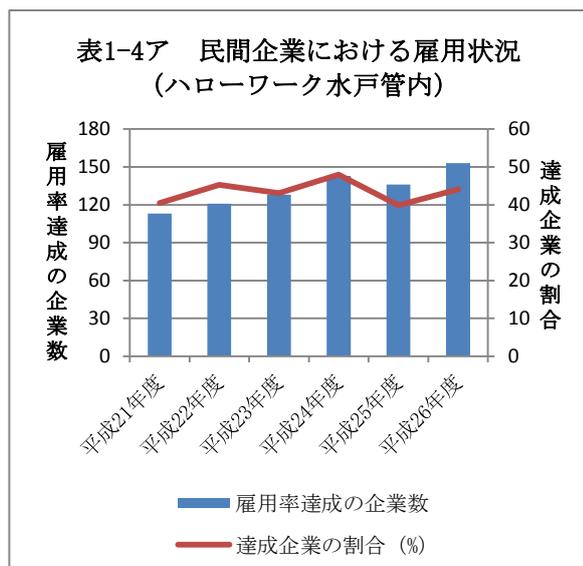
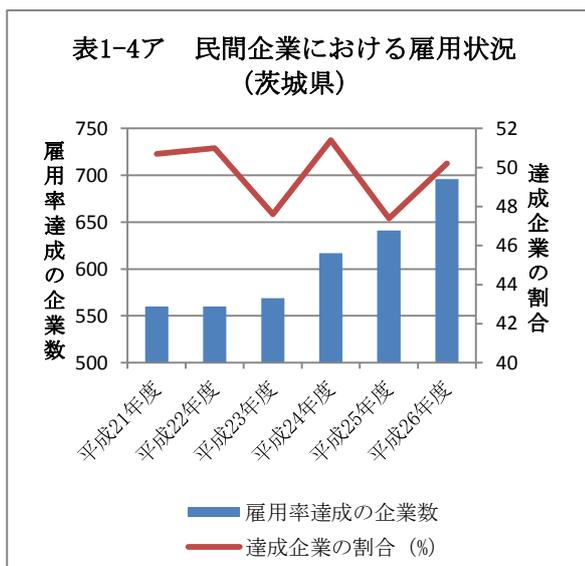




表1-4 イ 県内市町村における雇用の状況（各年6月1日調査）

区分	団体数※	算定基礎労働者数 (人)	障がい者数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成団体数	
県内	平成26年度	54	21,873.5	532.5	2.43	54
	平成25年度	54	21,929.5	520.0	2.37	49
	平成24年度	56	21,825.0	500.0	2.29	53
	平成23年度	57	22,388.0	521.0	2.33	56
	平成22年度	60	21,268.0	512.5	2.41	54
	平成21年度	61	21,454.0	527.5	2.46	58
	H21とH26 との比較(%)	△11.5	2.0	1.0	△0.03 ポイント	△6.9
ハローワーク 水戸管内	平成26年度	10	3,965.5	99.5	2.61	10
	平成25年度	10	3,968.0	100.5	2.53	10
	平成24年度	10	3,956.0	90.5	2.29	10
	平成23年度	10	3,998.5	89.0	2.23	10
	平成22年度	11	3,864.0	87.0	2.25	10
	平成21年度	11	3,875.0	90.0	2.32	10
	H21とH26 との比較(%)	△9.0	2.3	10.6	0.29 ポイント	0.0

※本庁、教育委員会、企業局

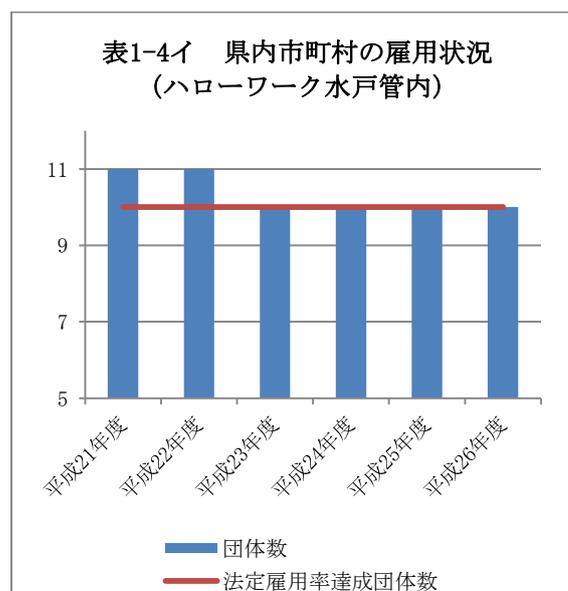
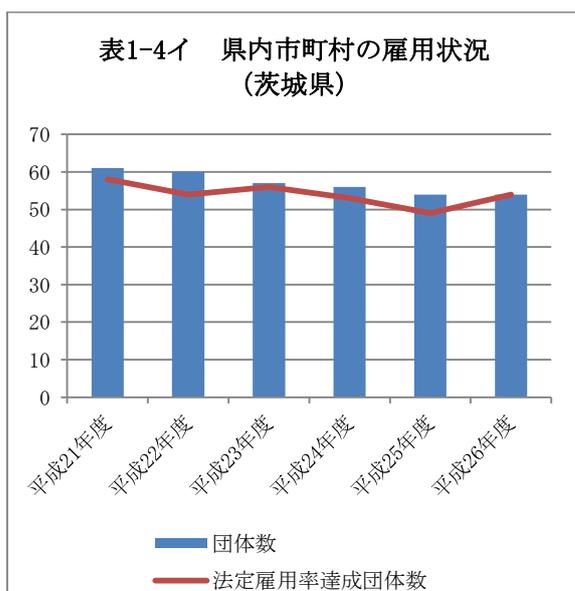




表1-4 ウ 求職登録等の状況（ハローワーク水戸管内の平成25年度実績）（単位：人）

区分	合計	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	その他※
登録者数	2,161	972	565	594	30
有効求職者数	847	309	180	344	14
紹介件数	2,797	982	459	1,307	49
就職者数	372	137	94	137	4

※発達障がい、難病、高次脳機能障がい

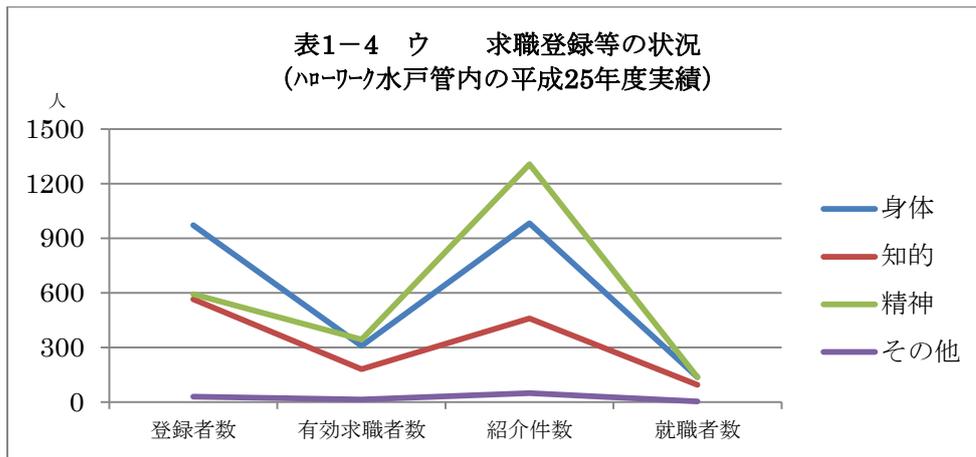
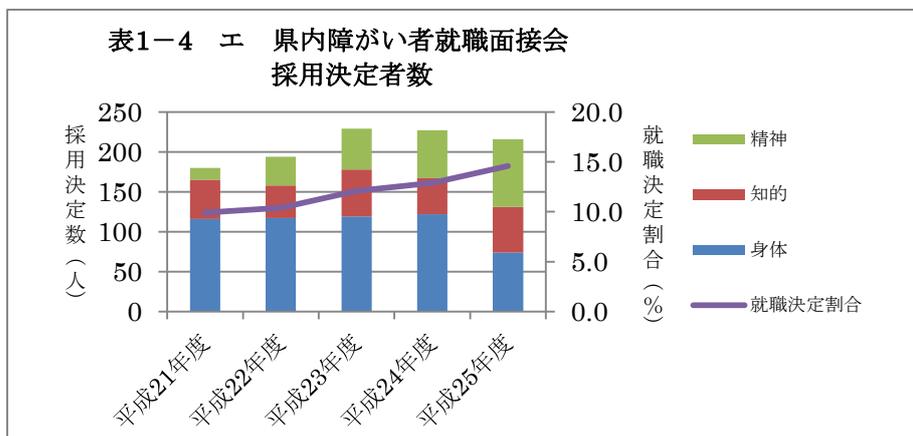


表1-4 エ 県内障がい者就職面接会の実施状況

区分	開催回数	求人		求職者数(人)	採用決定者数(人)				就職決定割合
		事業所数	求人数(人)		合計	身体	知的	精神	
平成25年度	9回	439	969	1,483	216	74	57	85	14.6%
平成24年度	9回	417	921	1,764	227	122	45	60	12.9%
平成23年度	10回	383	715	1,900	229	119	59	51	12.1%
平成22年度	10回	375	763	1,858	194	117	41	36	10.4%
平成21年度	10回	316	602	1,813	180	116	49	15	9.9%
H21とH25との比較(%)	△10.0	38.9	61.0	△18.2	20.0	△39.3	16.3	466.7	4.7ポイント





《障がい年金と各種手当の受給状況》

障がい者の生活を支える経済的支援として、障がい年金と各種手当の制度があります。

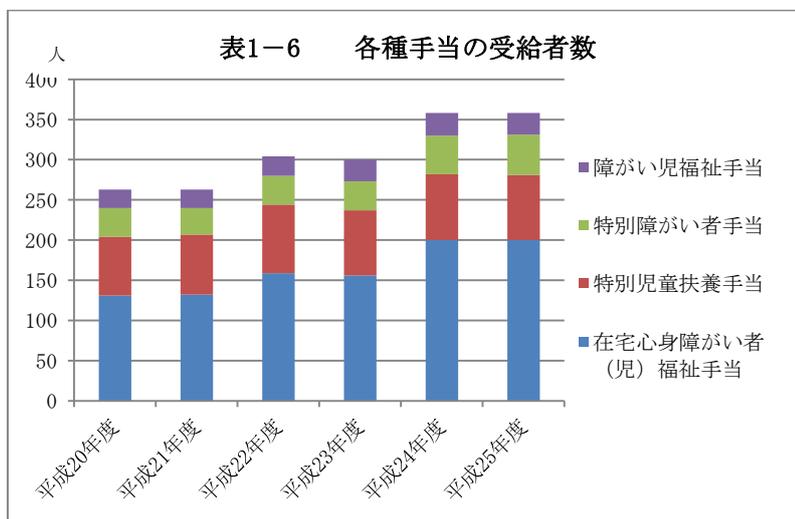
表 1-5 障がい年金の受給者数 (単位：人)

区分	国民年金	厚生年金
1 級	338	27
2 級	337	87
3 級	—	77
合 計	675	191

※平成 26 年 3 月 31 日現在

表 1-6 各種手当の受給者数 (単位：人)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
特別障がい者手当	36	33	36	36	48	50
障がい児福祉手当	23	23	24	27	28	27
特別児童扶養手当	73	75	85	81	82	81
在宅心身障がい者（児）福祉手当	131	132	159	156	200	200





2 障がい者のための施策の現状

《障がい福祉サービスの状況》

平成18年度から、障害者自立支援法（現行は障害者総合支援法）に基づき障がい者の福祉サービスを提供しています。この法律は、障がいのある人が、住み慣れた地域において自立した日常生活と社会生活を送れるよう支援することを目的としており、「入所施設から地域へ^{※15}」と提唱しています。このため、身体介護や家事援助などの居宅でのサービスはもとより、日中活動の場として、地域の通所事業所の利用が拡大しています。

表2-1 在宅サービスの推移

(単位：人)

区 分		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	25年度 /20年度 伸び率 (倍)		
自立支援 給付	訪問系サービス (居宅介護、重度訪問介護、短期 入所、同行援護、行動援護)	身体障がい者	12	12	26	34	36	41	3.42	
		知的障がい者	6	5	6	9	12	15	2.50	
		精神障がい者	7	12	15	23	26	40	5.71	
		障がい児	3	0	0	2	2	10	3.30	
		計	28	29	47	68	76	106	3.79	
※各年度 10月の 実績	日中活動系サービス (生活介護、自立訓練、就労移行 支援、就労継続支援、児童発達相 談、放課後等デイサービス)	身体障がい者	19	25	33	49	50	52	2.74	
		知的障がい者	38	71	116	126	133	127	3.34	
		精神障がい者	14	43	50	45	54	66	4.71	
		障がい児	23	28	49	64	100	97	4.22	
		計	94	167	248	284	337	342	3.64	
地域生活 支援事業	移動支援事業	身体障がい者	9	8	10	13	12	16	1.78	
		知的障がい者	10	9	9	12	7	10	1.00	
		精神障がい者	2	3	8	7	5	7	3.50	
		障がい児	4	11	10	11	4	1	0.25	
		計	25	31	37	43	28	34	1.36	
	※各年度 末の実績	日中一時支援事業	身体障がい者	1	0	1	1	0	4	4.00
			知的障がい者	6	9	5	6	5	21	3.50
			精神障がい者	2	0	0	0	0	5	2.50
			障がい児	44	42	49	52	57	75	1.70
			計	53	51	55	59	62	105	1.98
	地域活動支援センター ※「ひだまり」のほか広域利用事 業所含む。	身体障がい者	15	14	13	7	5	9	0.60	
		知的障がい者	20	21	20	13	11	12	0.60	
		精神障がい者	33	33	46	43	65	62	1.88	
計		68	68	79	63	81	83	1.22		

※15 「地域」には、在宅のほかグループホームでの生活も含まれる。



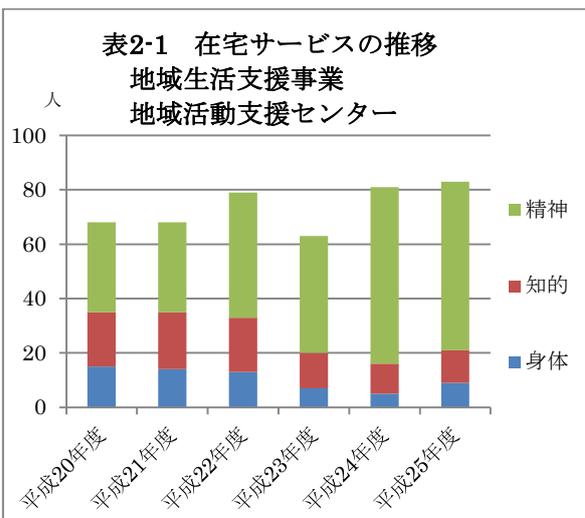
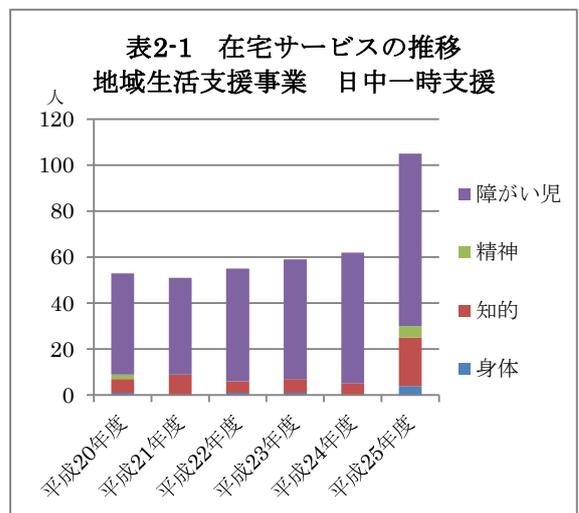
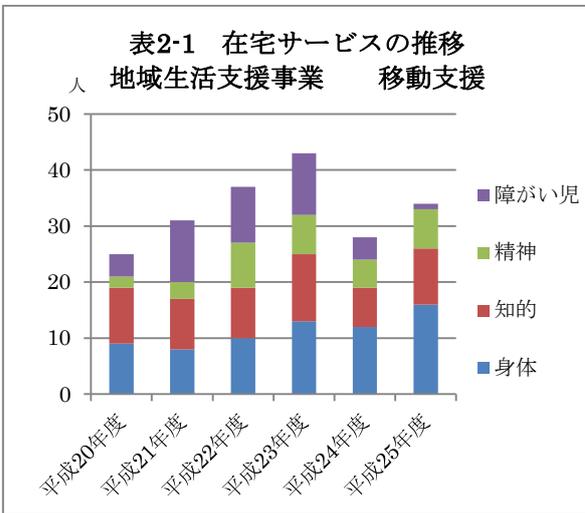
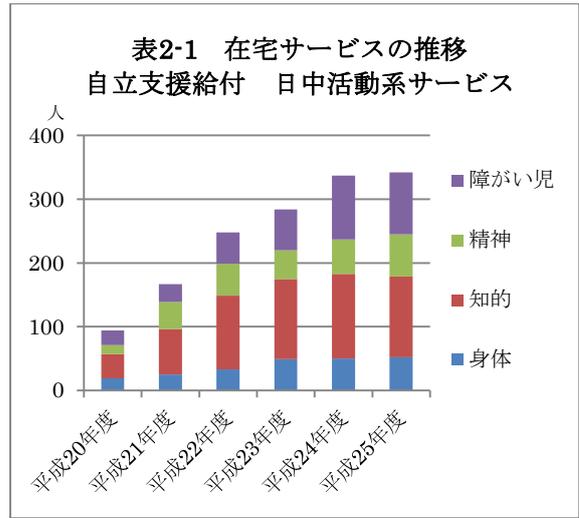
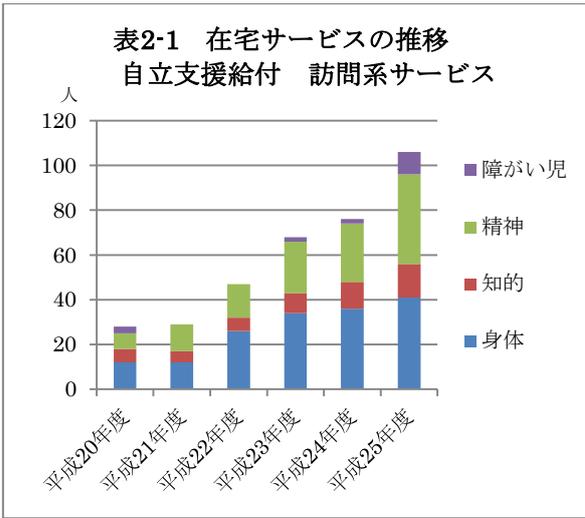


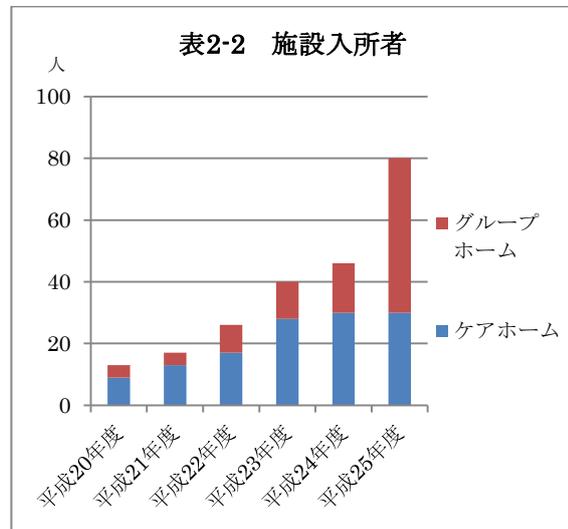
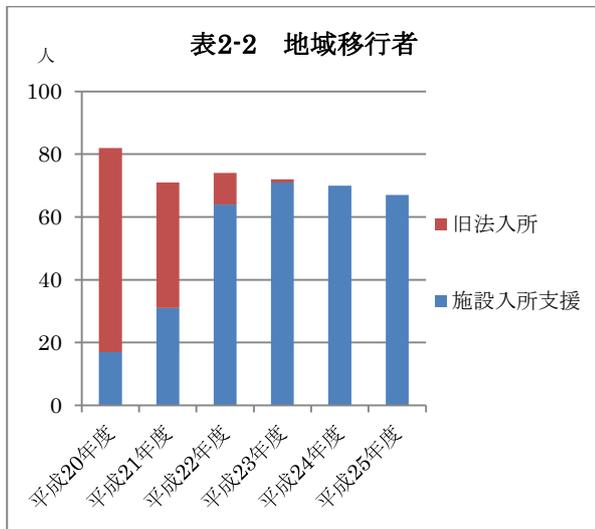


表2-2 施設入所者と地域移行者の推移

(単位：人)

区 分		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
施設入所者	施設入所支援	17	31	64	71	70	67
	旧法入所	65	40	10	1	—	—
	計	82	71	74	72	70	67
地域移行者	ケアホーム※	9	13	17	28	30	30
	グループホーム	4	4	9	12	16	50
	計	13	17	26	40	46	80

※ケアホームは、平成26年度からグループホームに一元化されました。





《保健事業の状況》

母子保健事業では、乳児・幼児を対象に健康診査を実施し、その結果を踏まえた指導・相談により、子どもの障がいを早期に発見し、適切に療育等の機関に結びつくよう支援しています。

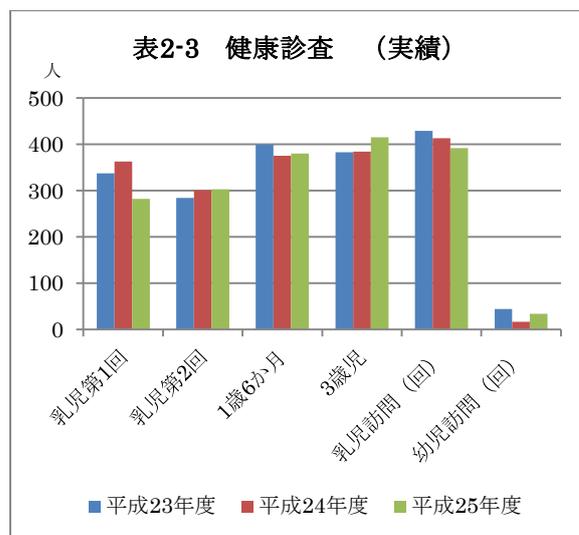
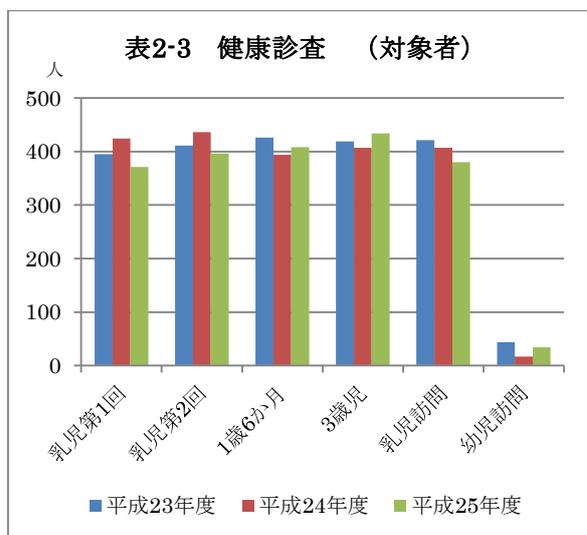
また、成人保健事業では、40歳から74歳までの国保加入者を対象とした特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病やメタボリックシンドロームの減少と、ひいてはそれらの病気から生じる障がいの未然防止を図っています。

表2-3 母子保健事業

事業名		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		対象者	実績	対象者	実績	対象者	実績
健康診査	乳児第1回(3~6か月)	395人	337人	424人	363人	371人	282人
	乳児第2回(9~11か月)	411人	284人	436人	301人	396人	303人
	1歳6か月	426人	399人	394人	375人	408人	380人
	3歳児	419人	383人	407人	384人	434人	415人
訪問指導	乳児訪問	421人	429回	407人	413回	380人	392回
	幼児訪問	44人	44回	17人	17回	34人	34回
乳児健康相談(数値は延べ人数)		1,184人	978人	1,211人	1,008人	1,164人	924人
保育育成指導 ※1	親子通級教室	84組(延べ258組)		96組(延べ332組)		【別表1~3】 ※2	
	心理相談員相談	67組(延べ73組)		86組(延べ93組)			

※1 保育育成指導では、健康診査で発達に遅れがみられるため、指導が必要な親子に対して指導を実施します。

※2 平成25年度の「こども発達相談センター」の開所により、保健・福祉・教育の事業を統合しました。





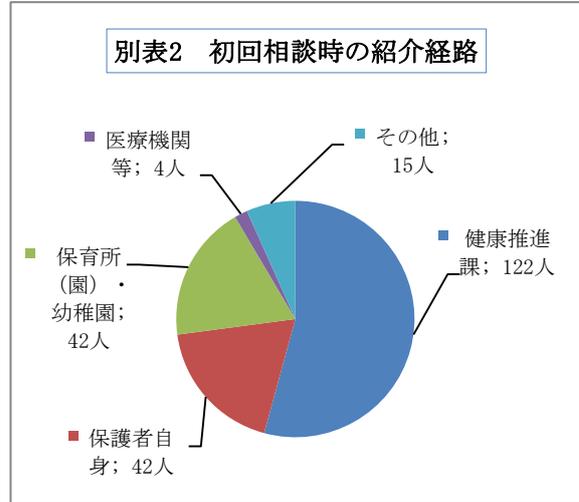
【こども発達相談センターでの相談状況】

別表1 初回相談件数

	男	女	計
実人数(人)	162	63	225
割合(%)	72.0	28.0	100.0

別表2 初回相談時の紹介経路

紹介経路	人数(人)	割合(%)
健康推進課(保健センター)	122	54.2
保護者自身	42	18.7
保育所(園)・幼稚園	42	18.7
医療機関等	4	1.8
その他	15	6.6
計	225	100.0



別表3 初回来所相談(面接)時の保護者の主訴(重複あり)

主訴	人数(人)	割合(%)
言語発達の遅れ	86	32.7
多動傾向などの行動	58	22.1
身体面(発達の遅れ)	16	6.1
構音障がい(発音が正しくできない)	15	5.7
耳の聞こえ(難聴の疑い)	5	1.9
吃音(言葉が円滑に話せない)	4	1.5
偏食・摂食障がいなどの食行動に関すること	3	1.1
場面緘黙(特定の場面、状況で話すことができない)	1	0.4
その他	75	28.5
計	263	100.0

別表3 初回来所相談(面接)時の保護者の主訴(重複あり)

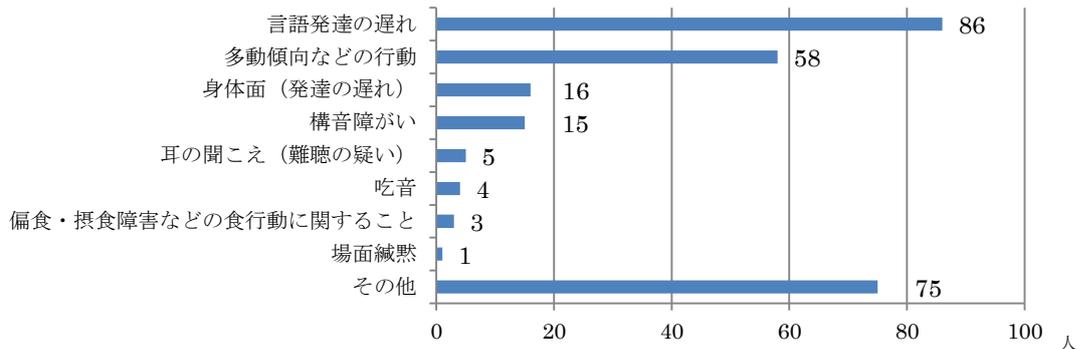




表2-4 ア 特定健康診査事業

区 分	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
対 象 者 (人) (40~74歳の国民健康保険加入者)	10,050	10,056	10,081	10,240	10,334	10,565
受 診 者 (人)	4,086	3,749	4,129	3,954	3,984	4,058
受 診 率 (%)	40.7	37.3	41.0	38.6	38.6	38.4

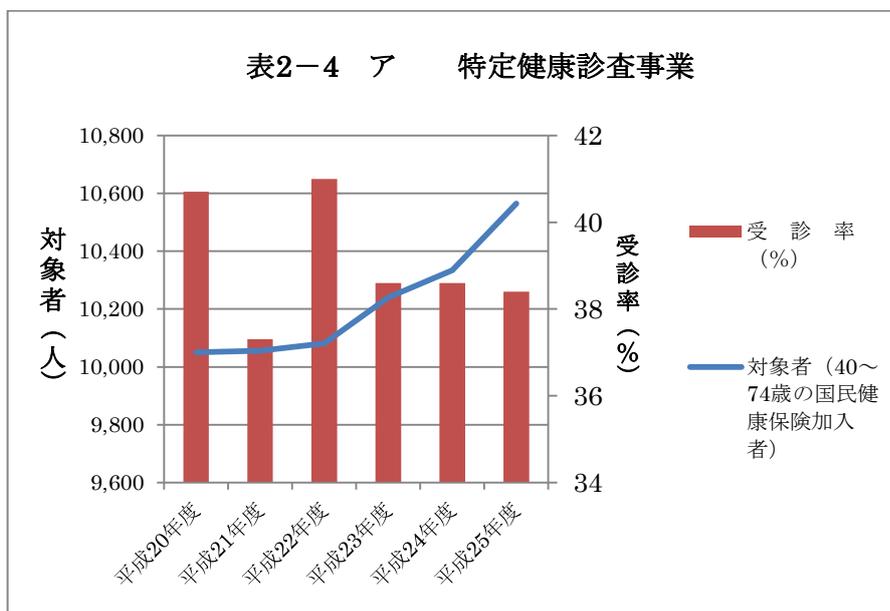
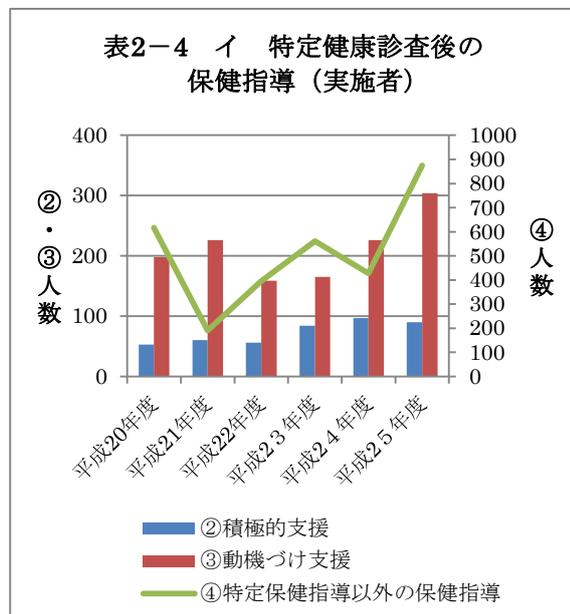
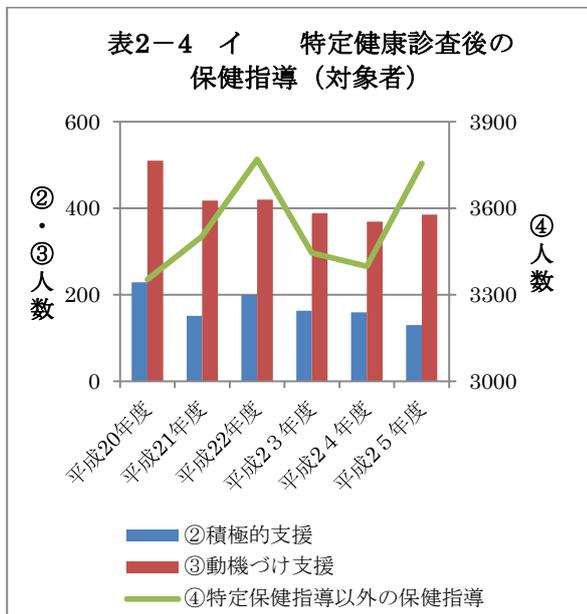




表2-4 イ 特定健康診査後の保健指導 (単位:人)

区 分		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		対象者	実施者	対象者	実施者	対象者	実施者
①特定保健指導	②積極的支援	229	53	151	60	199	56
	③動機づけ支援	510	198	418	226	420	159
④特定保健指導以外の保健指導		3,353	617	3,503	190	3,770	396
区 分		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		対象者	実施者	対象者	実施者	対象者	実施者
①特定保健指導	②積極的支援	163	84	159	97	130	90
	③動機づけ支援	388	165	369	226	385	304
④特定保健指導以外の保健指導		3,445	561	3,398	427	3,755	875

- ①特定保健指導：市国民健康保険事業の特定健診の結果により、内臓脂肪型肥満の者に対し生活習慣を改善するために行う保健指導
- ②積極的支援：生活習慣改善のための支援を3か月以上継続して行う。
- ③動機づけ支援：生活習慣改善のための支援を行う。(1回)
- ④特定保健指導以外の保健指導：①に該当しないが、保健指導を行うもの。





《バリアフリー整備の状況》

庁舎をはじめ市の公共施設については、おおむね障がい者に配慮したつくりとなっています。また、道路については、市役所前、図書館前、上菅谷停車場線及び駅南停車場線に点字ブロックを設置（総延長 1,983m）しています。

整備に当たっては、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」の定めに従うとともに、「第1次那珂市総合計画」や「那珂市都市計画マスタープラン」に整合した、より安全で住みよいまちづくりを目標として進めています。

表 2-5 公共施設のバリアフリー化の状況

施設名	障がい者用駐車場	障がい者用トイレ (★オストメイト併設)	点字ブロック	スロープ	エレベーター	バリアフリー対応住宅 (★障がい者対応住宅)
市役所本庁舎	●	●(★)	●	●	●	
瓜連支所	●	●	●	●		
図書館	●	●(★)	●	●	●	
中央公民館	●	●	●	●		
コミュニティセンター (総合センターら・ぼーる、よしの、よこぼり、ごだい)	●	● (★うち2か所)	●	●	●	
地区交流センター (※1)	5か所	5か所 (★うち2か所)	4か所	4か所	1か所	
総合保健福祉センター	●	●	●	●	●	
那珂聖苑	●	●				
小学校(10校)		6校 (★うち1校)		8校	2校	
中学校(5校)		校舎3校 体育館4校		3校	1校	
都市公園 (総合公園を含む15か所)	2か所	3か所	2か所	2か所		
その他公園(※2)		2か所		1か所		
歴史民俗資料館		●				
市営住宅(総戸数280戸)						121戸(★2戸)

※1 地区交流センター全8か所のうち各コミュニティセンター及びら・ぼーるの4か所は重複してカウント

※2 一の関溜池親水公園、静峰ふるさと公園





《防災》

本市における災害発生時の体制は、「那珂市地域防災計画」により災害の種別ごとに定められています。また、「避難行動要支援者支援制度」により、障がい者等が地域の支援により迅速・的確に避難できるよう、個別の支援プランを作成することになっています。更に、市社会福祉協議会の地域の見守りあいを軸とした「あん・しん・ねっと事業」と緊密に連携し、災害が発生した際には、市内3か所の地域包括支援センターにおいて要支援者の情報が確認できるシステムを構築しています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、避難行動要支援者への対応についてさまざまな課題が浮き彫りになりました。これを教訓にして、今後市民の防災意識や地域における相互意識を高めていき、災害時の支援体制強化を行えるよう、災害時における障がい者の支援体制づくりを段階的に進めます。





第2節 計画の理念と施策の体系

1 計画の理念

本プランの理念を定めるに当たっては、「全ての国民は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有^{※16}するかけがえのない個人として尊重される」とする障害者基本法の理念を根底とし、あたたかい福祉施策の充実による“一人ひとりが輝くまち”、「未来に夢が持てるまち」那珂市の実現”を念頭におきながら、前プランの理念を継承することとしました。



このスローガンのもと、本プランの理念として、障がいの有無にかかわらず、地域の誰もがかけがえのない個人として尊重され、自立と自己決定により社会に参加・参画することのできる共生社会^{※17}の実現をめざすこととします。

※16 享有：生まれつき備わっていること

※17 共生社会：多様な人々が対等な立場で相互を尊重し、支えあって共に生きていく社会





2 基本視点

計画の理念を実現するために、各種の施策が統一された目標に向かっていけるよう、次の3つの基本視点を設定します。

基本視点1：分野を横断する総合的な支援

保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境・まちづくり等、地域で生活する上で密接な関わりのある事業については、各部署における事業の推進が“障がい者施策”に結びつくという共通認識のもと、分野を横断した連携により施策を実施します。

基本視点2：ライフステージに応じた統一的な支援

誕生から学校入学、思春期、そして自立の成人期を経て高齢となるまで、生涯をとおして一貫した支援と、あわせてライフステージに応じて必要となる施策を実施します。

基本視点3：バリアフリーの推進と共生社会の実現

“障がい者のための施策”は、誰もが住みよい地域社会の実現に結びつきます。障がいのある人の自立と社会参加をはばむ、物理的・制度的・心理的・情報の“4つのバリア”の解消とともに、人と人がお互いを尊重し、対等につながる共生社会の実現をめざして施策を実施します。





3 計画の基本目標と施策

計画の理念という“頂上”をめざし、基本視点を“道案内”として各種の施策を進める上で、“道標”となる6つの基本目標を掲げます。

(1) 基本目標

- 基本目標 1 保健・医療の充実（安心して健康な生活を送る）
- 基本目標 2 地域生活支援の充実（自立と地域生活を総合的に支援する）
- 基本目標 3 教育・育成の推進（明るく希望に満ちてどの子ども輝く）
- 基本目標 4 雇用・就労の支援（いきいきと働くことができる職場の確保）
- 基本目標 5 社会参加の促進（だれもが生きがい感をもって社会参加）
- 基本目標 6 住みよいまちづくり（ともに暮らす住みよいまちづくり）

(2) 施策の方向

6つの基本目標を達成するため、それぞれの目標ごとに施策の方向性を定めて体系化を図ります。

(3) 基本事業及び重点事業

障がい者施策を実施するための基本的事業の中から、さらに生涯をとおして総合的に支援するため、ライフステージごとに重点事業を設定します。





4 施策の体系（一覧表）

理念	基本視点	基本目標	施策の方向	番号	基本事業
ともに暮らし ともに輝くために	1 分野を横断する総合的な支援 2 ライフステージに応じた統一的な支援 3 バリアフリーの推進と共生社会の実現	1 保健・医療の充実	健康づくり ・障がい予防の推進	1-1	健康診査事業（母子保健）
				1-2	乳児家庭全戸訪問事業
				1-3	乳児保健指導事業
				1-4	（廃止）乳幼児育成指導事業
				1-5	成人保健健康診査事業
				1-6	成人保健指導事業
				1-7	就園及び就学時健康診断
				1-8	地域支援事業・介護予防事業
			こころの病の予防・ 支援対策の推進	1-9	こころの相談事業
				1-10	うつ病等広報・啓発
				1-11	スクールカウンセラー配置
			地域リハビリテーション の充実	1-12	自立支援医療
				1-13	重度障がい者（児）の医療費助成
				1-14	特定疾病医療費助成
				1-15	リハビリテーション専門職との連携促進
		障がい福祉サービスの 円滑な推進		2-1	障がい支援区分認定審査会の運営
			2-2	障がい支援区分の認定・サービス支給決定	
			2-3	地域自立支援協議会の運営	
			2-4	障がい福祉サービス事業者の資質向上	
			2-5	利用者保護促進事業	
			障がい福祉サービスの 基盤整備	2-6	障がい福祉サービスの給付
				2-7	障がい福祉サービスの供給確保
			地域生活支援の充実	2-8	相談支援事業
				2-9	成年後見制度利用支援事業
				2-10	意思疎通支援事業
				2-11	日常生活用具給付等事業
				2-12	移動支援事業
				2-13	地域活動支援センター事業
				2-14	訪問入浴サービス事業
		2-15		（変更）巡回専門員整備事業	
		2-16		自動車運転免許取得費・改造費助成事業	
		2-17		日中一時支援事業	
		2追加1		（追加）障がい者虐待防止対策支援事業	
		2追加2	（追加）更生訓練費給付事業		
		在宅サービスの基盤整備	2-18	障がい者手帳の交付	
			2-19	タクシー利用助成事業	
			2-20	福祉有償運送運営協議会設置事業	
			2-21	障がい者相談員事業	
			2-22	日常生活自立支援事業	
2-23	配食サービス事業				
2-24	紙おむつ等購入費助成事業				
2-25	障がい者対象公営住宅の整備				
2-26	難病患者等支援事業				
2-27	専門職マンパワーの確保				
生活安定・ 経済的自立の支援	2-28	障がい基礎年金の支給			
	2-29	特別障がい給付金の支給			
	2-30	特別児童扶養手当の支給			
	2-31	特別障がい者手当の支給			
	2-32	障がい児福祉手当の支給			
	2-33	経過的福祉手当の支給			
	2-34	在宅障がい者（児）福祉手当の支給			
	2-35	難病患者福祉手当の支給			
	2-36	心身障がい者扶養共済制度			
	2-37	外国人高齢者及び重度身体障がい者福祉手当の支給			
	2-38	生活福祉資金の貸付			
	2-39	税や各種割引・減免制度の周知			





理念	基本視点	基本目標	施策の方向	番号	基本事業
ともに暮らし、ともに輝くために	1 分野を横断する総合的な支援	3 教育・育成の推進	障がい児の育成支援	3-1	障がい児保育（保育所・幼稚園）
				3-2	家庭児童相談事業
				1-7	就園及び就学时健康診断（再掲）
				3-3	就学指導の実施
				3-4	障がい児支援体制の構築
				3追加1	（追加）発達障がい児等の相談、支援事業
			3-5	障がい児通所支援の充実	
			3-6	児童虐待の防止	
			3-7	特別支援教育コーディネーターの配置	
			3-8	障がい児学習指導員の配置	
			1-11	スクールカウンセラー配置（再掲）	
			3-9	通級指導の実施	
			3-10	特別支援学級	
	3-11	教職員等研修の実施			
	3-12	福祉教育・交流教育の実施			
	3-13	学校施設のバリアフリー化			
	2 ライフステージに応じた統一的な支援	4 雇用・就労の支援	雇用・就労の場の拡大	4-1	障がい者雇用制度の普及・啓発と雇用に対する理解の促進
				4-2	障がい者就労支援事業所等における受注と雇用の促進
				4-3	就労支援ネットワークの活用
			職業リハビリテーションの充実	4-4	障がい福祉サービスによる就労支援事業所の確保
				4-5	特別支援学校、就労支援事業所等から就労への移行促進
	5 社会参加の促進	文化・スポーツ活動等の振興	5-1	障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	
			5-2	スポーツ大会等への参加促進	
			5-3	芸術・文化活動への参加促進	
			5-4	文化・スポーツ活動における合理的配慮の普及・啓発	
			5-5	障がい者の読書環境の充実	
			5-6	障がい児の参加する生涯学習事業	
			5-7	障がい者交流事業	
		情報提供・コミュニケーション支援の充実	2-10	意思疎通支援事業（再掲）	
			5-8	情報のバリアフリー化の推進	
		選挙における投票行動の促進	5-9	選挙情報の提供	
			5-10	郵便等投票制度の周知・啓発	
	5-11		投票所のバリアフリー化		
	6 住みよいまちづくり		バリアフリーの生活環境整備	6-1	福祉ガイドマップの作成
		6-2		公共的施設のバリアフリー化	
		6-3		道路・交通安全対策の推進	
6-4		交通手段の確保（事業名変更）			
災害時支援・防犯対策の推進		6追加1	（追加）市の附属機関等への障がい者の参画、登用		
		6-5	地域防災計画の推進		
		6-6	避難行動要支援者支援体制の構築		
		6-7	緊急時の情報配信の徹底		
地域支援体制の整備		6-8	消費者被害の防犯対策の推進		
		6-9	社会福祉協議会との連携		
		6-10	障がい者の虐待防止		
		6-11	ボランティア活動の振興		
	6-12	障がい者団体等活動支援			
障がいのある人についての理解の促進	3-12	福祉教育・交流教育の実施（再掲）			
	6-13	障がい者理解についての啓発・広報の推進			







第2章 施策の展開

- 基本目標 1 保健・医療の充実
- 基本目標 2 地域生活支援の充実
- 基本目標 3 教育・育成の推進
- 基本目標 4 雇用・就労の支援
- 基本目標 5 社会参加の促進
- 基本目標 6 住みよいまちづくり

【凡例】

- ・「充実」：既存の事業で今後充実を図るもの。
- ・「継続」：既存の事業で今後も継続して実施するもの。
- ・「新規」：計画年度期間中に実施するもの、又は今後新たに実施を予定しているもの。
- ・◇欄の実績数値は、特に断りがない限り平成25年度末のもの。ただし、第1章第1節に記載したものについては再掲を省略
- ・アンケートの数字は平成25年度実施のもので、() 書きは平成23年度の実施結果です。また、番号の 囲みは、重点事業を示します。





基本目標 1 保健・医療の充実

現 状

「障がい者アンケート」によると、障がいを持つことになった原因として「疾病等」をあげた人は全体の49.3%（43.1%）おり、認定を受けた時期を60歳以上とする人は28.1%（37.4%）となっています。

また、37.3%（83.9%）の人が月に1回以上医療機関に通院しています。中でも、統合失調症やうつ病等の精神疾患により自立支援医療（精神通院）の制度を利用して通院している人が年々増加しており、障がいのある人全体^{※18}の22.4%に上っています。そのほか、乳幼児健康診査により発達の遅れ（疑い）があるとされる幼児も増加傾向にあります。

課 題

障がいのある人の健康を維持し、障がいを軽減するための医療とともに、その原因となる疾病の予防や早期発見、また発達障がいへの早期対応が重要です。

うつ病などこころの病については、その予防とあわせて精神疾患全般についての正しい知識と理解の促進が求められます。

体制としては、保健・医療施策と福祉施策の連携や地域医療とのネットワークが必要です。

目標の設定と施策の方向

- 保健・医療の充実
- ・ 施策の方向 1 健康づくり・障がい予防の推進
 - ・ 施策の方向 2 こころの病の予防・支援対策の推進
 - ・ 施策の方向 3 地域リハビリテーションの充実

※18 ここでは、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の各所持者及び、自立支援医療（精神通院）制度利用者の合計とした。





施策の方向 1 健康づくり・障がい予防の推進

障がいの予防や早期発見・早期対応のために健康診査等の事業を実施します。また、高齢期で障がいを持つことを防止するため、介護予防を充実します。

1-1 健康診査事業（母子保健）（継続）

【担当課：健康推進課】

乳児一般健康診査、1歳6か月児健診、3歳児健診を継続して実施します。

健診の際には、育児の悩みや不安への対応、疾病・障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、発達障がいや児童虐待に適切に対処できるよう、関係機関と連携し、早期発見につなげられるよう支援していきます。

1-2 乳児家庭全戸訪問事業（継続）

【担当課：健康推進課】

生後4か月未満の乳児のいる家庭を全戸訪問し、こどもファイル*を活用しながら子育て相談・子育て支援に関する情報提供を行うとともに保健指導の充実を図ります。

※こどもファイル：こどもの成長・発達や成長を促すためのかわり方、食事についてなど、就学前の各時期の特徴を交えて健康推進課が作成したファイル。「母子健康手帳」の参考書としてひとり一冊配布している。

1-3 乳児保健指導事業（継続）

【担当課：健康推進課】

保健師や栄養士等により乳児（4・7・12か月児）の身体測定や発育・発達の相談、生活・育児に関する相談や保健指導を行い、病気や発達の遅れに対して、保護者の不安を軽減できるよう対応します。

1-4 乳幼児育成指導事業

発達面での遅れの心配がある幼児に、親子遊びと臨床発達心理士などによる個別相談を行い、発達障がいの早期発見・早期支援に努めます。

※この事業は、こども発達相談センターの設置により、1-1 及び 3-追加1 の事業に移行したため廃止しました。

1-5 成人保健健康診査事業（充実）

【担当課：保険課、健康推進課】

30歳代には生活習慣病予防健診を、また、40歳から74歳までの国民健康保険加入者には特定健康診査を実施します。健診後は結果説明会等により対象者自身が結果の見方を理解し、生活改善の必要性がわかるように支援し、また、未受診者へは、訪問や広報・ポスター等による啓発を行うことで受診を促します。健康意識の向上をめざすことで、脳卒中や心筋梗塞、腎不全の発生予防を図ります。





1-6 成人保健指導事業（充実）

【担当課：保険課、健康推進課】

脳卒中や心筋梗塞、腎不全等障がいを残す疾病を予防するため、健診結果から優先順位をつけて対象者を選定し保健指導を行うとともに、指導対象外のかたに対しても、発症リスクが高いかたなどに積極的に保健指導を行います。

1-7 就園及び就学时健康診断（継続）

【担当課：学校教育課】

幼稚園入園あるいは小学校入学時に実施する健康診断の機会に、発達の遅れや障がいの早期発見を図ります。

1-8 地域支援事業・介護予防事業（充実）

【担当課：介護長寿課】

65歳以上対象で要介護状態になることを防止するために、地域支援事業・介護予防事業を行います。

◇介護予防教室開催数：163回

参加者：実数178人、延べ2,701人





施策の方向2 こころの病の予防・支援対策の推進

こころの問題は誰にでも起こりうるものです。こころの病についての正しい知識を普及することで予防や周囲の理解を促すとともに、本人や家族等への相談支援を実施します。また、自殺の直前にはうつ病の発症が多いことから、自殺予防のためにも、治療に向けた早期対応の重要性について啓発を行います。

1-9 こころの相談事業（継続）

【担当課：健康推進課】

ひきこもりや不登校、精神疾患の疑いのある人、精神障がいのある人等の医療や社会生活上の悩みについて、精神科医による個別相談を行い、必要に応じて、継続した相談や訪問指導を実施します。

◇実施回数：5回 相談件数：11件

1-10 うつ病等広報・啓発（継続）

【担当課：健康推進課、社会福祉課】

講演会の実施、広報誌やインターネットの活用、各種の保健福祉事業の際にパンフレットを配布すること等により広くPR活動を行い、うつ病等の正しい知識の普及・啓発を行います。

◇講演会参加者数：43人（1回）

1-11 スクールカウンセラー配置（継続）

【担当課：学校教育課】

小学校・中学校にスクールカウンセラーを配置し、暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等諸課題の未然防止、早期発見及び早期解決を図ります。

◇配置数：3人（6校） 相談件数：318件





施策の方向3 地域リハビリテーションの充実

医療費の公費負担制度である自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）や医療福祉費支給制度等の活用により通院・治療を促し、医学的リハビリテーションの推進を図ります。また、介護予防事業の一環として地域リハビリテーション体制を充実します。

1-12 自立支援医療（継続）

【担当課：社会福祉課】

障害者総合支援法による自立支援医療のうち、更生医療（18歳以上の障がい者が対象）及び育成医療（18歳未満の障がい児が対象）によって、障がい除去・軽減する治療に対する給付を行います。また、精神通院医療については、申請事務（県が実施機関）を通して精神障がい者の状況を把握し、継続的に通院が必要なかたに医療費の給付を行います。

◇更生医療：6人（人工透析4人、免疫機能障がい1人、内臓障がい1人）

◇育成医療：11人（音声・言語・そしゃく機能障がい6人、肢体不自由2人、内臓障がい3人）※平成25年度実人数

◇精神通院医療：656人

1-13 重度障がい者（児）の医療費助成（継続）

【担当課：社会福祉課】

医療福祉費支給制度により、重度の障がい者及び障がい児に対し、医療費の自己負担分について補助します。

◇対象者数：1,119人

1-14 特定疾病医療費助成（継続）

【担当課：保険課】

高額な治療を長期間にわたって継続しなければならない人工透析を実施している慢性腎不全、血しょう分画製剤を投与している先天性血液凝固第8・9因子障がい、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群の治療をしているかたに対して受療証を交付し、治療にかかる負担を軽減します。

1-15 リハビリテーション専門職との連携促進（継続）

【担当課：介護長寿課】

リハビリテーション専門職と連携し、生活機能の低下した高齢者に対し、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、一人ひとりの生きがいや自己実現のための体制を整えます。





基本目標 2 地域生活支援の充実

現 状

「障がい者アンケート」によると、日常の生活に何らかの介護を必要とする人が42.8%（42.1%）おり、その88.2%（85.9%）は家族による介護です。その一方、居宅介護（ホームヘルパー）の利用者は2.8%（7.8%）にとどまっており、福祉サービスの制度を知らない人も11.8%（5.4%）います。

将来については、このまま地域で家族と暮らしたいと望む人は74.9%（77.8%）おり、住まいについては、46.4%（50.9%）が障がいの状態に合わせてリフォームを行いたいと希望しています。

また、要望としては、障がい児では放課後や長期休暇時の預かりを14.3%（15.5%）、障がい者では障がい福祉サービスの事業所へ通所して訓練等を受けることが5.6%（22.4%）ありました。

課 題

施設ではなく住み慣れた地域で生活する上では、自立を図るためにも、さまざまな制度を適切に、また総合的に活用することが必要です。それには、障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業の実施はもとより、利用の第一歩となる相談支援事業の充実や各種制度等の周知徹底が重要です。

目標の設定と施策の方向

地域生活支援の充実

- 施策の方向 1 障がい福祉サービスの円滑な推進
- 施策の方向 2 障がい福祉サービスの基盤整備
- 施策の方向 3 地域生活支援事業の充実
- 施策の方向 4 在宅サービスの基盤整備
- 施策の方向 5 生活安定・経済的自立の支援





施策の方向 1 障がい福祉サービスの円滑な推進

障がい福祉サービスを給付するための手続きを、適切かつ円滑に実施します。また、地域での生活支援の中核となる地域自立支援協議会の機能を充実させるとともに、障がい福祉サービス事業者に対しては、適正な運営を指導します。

2-1 障がい支援区分認定審査会の運営（継続）

【担当課：社会福祉課】

障がい支援区分の審査及び判定（介護給付の二次判定）のほか、サービス給付の可否について意見を求めるため、審査会を設置・運営します。

◇審査会：5合議体 25人 開催数：26回 審査件数：112件

2-2 障がい支援区分の認定・サービス支給決定（継続）

【担当課：社会福祉課】

障がい者等からのサービス利用申請について、障がい支援区分の認定を行います。介護給付及び訓練等給付の支給決定に当たっては、利用者の意向を反映したサービス等利用計画に基づき支給決定を行います。

◇サービス支給決定者数：353人（平成26年10月末時点）

※平成24年度の法改正により、児童通所支援サービスを除いた人数

2-3 地域自立支援協議会の運営（充実）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

地域自立支援協議会における関係機関のネットワークにより、福祉サービスの提供体制の確保や地域における課題の解決等、障がい者等への支援の充実を図るとともに関係機関との連携を緊密にし、迅速かつ適切な支援を行います。運営は、市社会福祉協議会へ委託します。

◇開催数：全9回

2-4 障がい福祉サービス事業者の資質向上（継続）

【担当課：社会福祉課】

法に規定される障がい福祉サービス事業者に責務の遵守を求めるとともに、県の事業所実地指導の方針に基づいた実地検査等を通じて、適正な運営を指導します。

2-5 利用者保護促進事業（継続）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

障がい福祉サービスに関する利用者の意見や苦情については、相談窓口で迅速に対応します。また、障がい支援区分や支給決定について不服がある場合は、県の「障害者介護給付費等不服審査会」、それ以外の苦情については県の「運営適正化委員会」に申立てができる仕組みについて適切に周知します。





施策の方向2 障がい福祉サービスの基盤整備

障がいのある人の地域生活を支援するために、必要な障がい福祉サービスを提供するとともに、制度の普及・周知を行います。また、サービス供給の必要量を確保するため、事業所の体制整備を進めます。

2-6 障がい福祉サービスの給付（継続）

【担当課：社会福祉課】

法定の制度に基づき、障がい福祉サービスの提供を行います（別表）。また、障がい者が必要とするサービスを適切に受給できるよう、制度の広報・周知を徹底します。さらに、法改正により平成25年4月からは、難病患者においても障がい福祉サービスの支給が可能となり、サービスの提供と広報・周知を実施します。

◇サービス利用者数：5,192人（平成25年度中の延利用者数）

※児童通所支援サービスを除く。

2-7 障がい福祉サービスの供給確保（継続）

【担当課：社会福祉課】

障がい福祉サービスの必要量を確保・供給できるよう、既存事業所の体制の充実及び新規事業所の参入を促進します。

◇市内サービス事業所：18事業所

（別表）障がい福祉サービスの概要

訪問系サービス	介護給付	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動の支援までを総合的に行います。
		同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時において移動に必要な情報の提供や、その他必要な援護を行います。
		行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や、その他行動の際に必要な援護を行います。
		重度障がい者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。
		短期入所	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
日中活動系サービス	介護給付	生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
		療養介護	病院などの施設で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。
	訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。（機能訓練と生活訓練があります。）
		就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画により行います。
居住系サービス	訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）	地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。
		介護給付	施設入所支援
	補装具費の支給		義肢、装具、車いす、補聴器等の補装具の購入費又は修理費を支給します。

◎訪問系サービス：在宅で訪問を受けたり、外出時等に利用するサービス

◎日中活動系サービス：施設等で昼間に利用できるサービス

◎居住系サービス：入所施設等での住まいの場におけるサービス





施策の方向3 地域生活支援事業の充実

障がい福祉サービスのうち、市町村が地域の実情に応じて実施するものとして地域生活支援事業があります。法定の必須事業のほかに任意事業を設定して地域での生活に必要な支援を実施します。必須事業のうち、未実施の事業については、今後の課題として実施について検討していきます。

《必須事業：2-8～2-13の事業》

《任意事業：2-14～2-17及び2-追加1、2の事業》

2-8 相談支援事業（充実）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

相談支援事業所において、一般相談・特別相談に応じるほか、サービス等利用計画の作成や地域移行・地域定着への支援等を包括的に実施することで、障がいの地域生活に不可欠な相談支援体制を充実・強化します。

また、障がい児については、児童福祉法に基づく障がい児相談支援事業所による専門的な支援を実施します。

◇一般相談件数：1,604件 専門相談件数：17件

2-9 成年後見制度利用支援事業（充実）

【担当課：社会福祉課】

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者及び精神障がい者に対して、制度の利用を支援することにより障がいの権利擁護を推進します。

2-10 意思疎通支援事業（継続）

【担当課：社会福祉課】

聴覚・言語・音声機能等の障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者、要約筆記者を派遣することによりコミュニケーション支援を行います。

◇利用件数：37件

2-11 日常生活用具給付等事業（継続）

【担当課：社会福祉課】

介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費（リフォーム）の給付等を行います。

また、障がいの日常生活に合った給付ができ、利便性の向上を図るため、対象種目や基準額の見直しなどを適宜実施します。

◇給付等件数：882件





2-12 移動支援事業（継続）

【担当課：社会福祉課】

障がい者等が円滑に外出することができるよう、移動の際の介助を行います。

なお、重度の視覚障がい者については、「同行援護」として障がい福祉サービスの個別給付で対応します。

◇利用者数：49人 利用延べ時間：3,943時間

事業所数：17事業所

2-13 地域活動支援センター事業（継続）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

通所事業として、創作的活動や生産活動の機会の提供、生活訓練や社会適応訓練等を行うことにより、障がい者の自立促進と生活の質の向上を図ります。

◇市営事業所（登録者数）：1か所（38人）

広域利用事業所（登録者数）：3か所（45人）

2-14 訪問入浴サービス事業（継続）

【担当課：社会福祉課】

重度の身体障がい者に対し、移動入浴車により訪問して入浴介助を行います。

◇利用件数：288件

2-15 巡回専門員整備事業（新規）

【担当課：こども課（こども発達相談センター）】

保育所等の子どもやその親が集まる施設等に巡回等支援を実施し、障がいが気になる段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援との連携により、発達障がい児等の早期発見、早期対応のための助言等の支援を行います。

◇巡回施設数：15箇所 訪問回数：93回（延べ）

相談件数：14件（延べ）

2-16 自動車運転免許取得費・改造費助成事業（継続）

【担当課：社会福祉課】

身体障がい者の自動車運転免許取得費用及び自動車改造費用について助成し、就労及び社会参加を支援します。

2-17 日中一時支援事業（継続）

【担当課：社会福祉課】

障がい者等に日中における活動の場を提供することで、家族の就労を支援し、また、介護者の一時的な休息を確保して負担軽減を図ります。

◇利用者数：103人 利用延べ回数：4,876回

事業所数：24事業所





2-追加1 障がい者虐待防止対策支援事業（新規）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者からの通報、虐待を受けた障がい者からの届出を受理し、障がい者虐待の未然防止と虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援、並びに養育者に対する支援を行います。また、障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加を促進するために虐待防止に関する広報・啓発を行います。

（6-10と連携します）

◇相談件数：4人（延べ） 研修会参加者数：88人

2-追加2 更生訓練費給付事業（継続）

【担当課：社会福祉課】

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障がい者に対して更生訓練費（訓練に係る消耗品等の補助、通所のための経費の補助）を支給し、社会復帰の促進を図ります。

◇利用者数：1人





施策の方向 4 在宅サービスの基盤整備

障がいのある人が、地域で快適に安心して生活を送るため、必要な環境整備を行います。制度対象の基本となる障がい者手帳の交付や障がい者相談員の設置、専門的相談に応じるためのマンパワーの確保のほか、日常生活にかかわる各種事業については、障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業を軸として、包括的に実施・提供します。

2-18 障がい者手帳の交付（継続）

【担当課：社会福祉課】

身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳の交付事務を行います。

2-19 タクシー利用助成事業（継続）

【担当課：社会福祉課】

在宅の障がい者、要介護認定者及び難病患者に対してタクシー券を交付し、通院にかかる負担を軽減します。

◇利用者数：245人

2-20 福祉有償運送運営協議会設置事業（継続）

【担当課：社会福祉課】

福祉有償運送を適切に実施するため、地域の代表、利用者の代表、タクシー会社等の関係機関による協議会を設置・運営します。

◇有償運送実施団体：5事業所 利用登録者数：122人

※平成26年10月末現在

2-21 障がい者相談員事業（継続）

【担当課：社会福祉課】

障がい者福祉の増進に熱意を持ち、地域の実情に明るい者として身体障がい者本人あるいは知的障がい者の保護者に、障がい者相談員の業務を委託します。障がい者が持つ悩みの相談に応じるほか、指導や助言、関係機関の連絡調整等を行います。

◇相談員数：身体障がい者相談員4人、知的障がい者相談員1人

2-22 日常生活自立支援事業（継続）

【担当課：社会福祉協議会】

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者が安心して生活できるよう相談に応じたり、日常生活に必要な手続きや金銭管理の支援を行います。





2-23 配食サービス事業（継続）

【担当課：介護長寿課】

ひとり暮らしの高齢者や身体が虚弱な高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの障がい者に対して定期的に食事を届けることで、食生活の安定と健康維持を図るとともに、安否を確認し孤独感を解消します。

2-24 紙おむつ等購入費助成事業（継続）

【担当課：介護長寿課】

在宅の寝たきり又は認知症の高齢者、重度の身体又は知的障がい者、障がい児が使用する紙おむつ等を購入する際に、その費用の一部を助成することにより、介護に当たる家族の精神的・経済的負担を軽減します。

2-25 障がい者対象公営住宅の整備（継続）

【担当課：建築課】

障がい者対応の市営住宅の維持・管理を行います。なお、障がい者対応住宅は鷺内住宅の2戸、バリアフリー対応住宅は鴻巣住宅（段差無し・手すり設置、51戸）、及び静駅前住宅（段差無し・手すり設置、70戸）となっています。

2-26 難病患者等支援事業（継続）

【担当課：社会福祉課】

介護保険制度や障がい者施策の対象とならず、サービスを受けられない難病患者等に対し、訪問介護、短期入所、日常生活用具給付のサービスを行います。

※難病患者を支援するこの事業は、法改正によって平成25年4月から障がい福祉サービスの受給対象者に難病患者が含まれたため、全ての障がい福祉サービスの支給を受けられることになっています。（2-6参照）

2-27 専門職マンパワーの確保（継続）

【担当課：社会福祉課、健康推進課】

特に精神障がいや発達障がいの相談支援の強化・充実のために、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士等を配置して、マンパワーの活用を図ります。

◇配置数：精神保健福祉士 2人





施策の方向5 生活安定・経済的自立の支援

地域で自立した生活を送る上での第一の基盤は、経済面の安定です。そのため、障がい年金や各種手当、各種減免の制度については、対象者がもれなく受給等できるような制度の周知を実施するとともに、福祉資金の貸付等も活用しながら経済的自立を支援します。

2-28 障がい基礎年金の支給（継続）

【担当課：保険課】

国民年金加入中に、一定の保険料納付要件を満たして障がい者になったとき、老齢基礎年金の受給資格を満たしている方が60歳から65歳になるまでに障がい者になったとき、又は20歳前に障がい者になったときに支給します。

2-29 特別障がい給付金の支給（継続）

【担当課：保険課】

国民年金に任意加入していなかったことにより障がい基礎年金を受給していない障がい者に、国民年金制度の発展過程に生じた特別な事情を考慮して支給します。

2-30 特別児童扶養手当の支給（継続）

【担当課：社会福祉課】

心身に障がいのある20歳未満の児童を扶養している保護者に手当を支給します。
◇支給者数：手当1級 44人、手当2級 37人

2-31 特別障がい者手当の支給（継続）

【担当課：社会福祉課】

在宅の最重度の心身障がい者に対し、経済的負担の軽減のため手当を支給します。
◇支給者数：50人

2-32 障がい児福祉手当の支給（継続）

【担当課：社会福祉課】

在宅の重度の障がい児に対し、経済的負担の軽減のため手当を支給します。
◇支給者数：27人

2-33 経過的福祉手当の支給（継続）

【担当課：社会福祉課】

改正法施行の前日（昭和61年3月31日）において福祉手当の受給資格を持つ20歳以上の人で、特別障がい者手当支給要件に該当せず、かつ障がい基礎年金を支給されない人に支給します。

◇支給者数：2人





2-34 在宅障がい者（児）福祉手当の支給（継続）

【担当課：社会福祉課】

在宅の重度の障がい者又は障がい児を介護しているかたに手当を支給します。

◇支給者数：障がい者 134人、障がい児 66人

2-35 難病患者福祉手当の支給（継続）

【担当課：社会福祉課】

難病患者に対し手当を支給することにより、心身の安定と福祉の増進を図ります。平成27年1月の法改正により対象疾患が拡大されるため、今後対象者数が増加することが見込まれます。

◇支給者数：261人

2-36 心身障がい者扶養共済制度（継続）

【担当課：社会福祉課】

障がい者の保護者が扶養共済に加入し、加入者（扶養義務者）の死亡時や障がいを負うなどの不測の事態に備えます。加入者の死亡時や障がいを負った際には、被扶養者に対して共済年金が支給されます。

2-37 外国人高齢者及び重度身体障がい者福祉手当の支給（継続）

【担当：介護長寿課】

市内に居住する外国人高齢者及び外国人重度障がい者に対し福祉手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。

2-38 生活福祉資金の貸付（継続）

【担当：社会福祉協議会】

低所得者や障がい者、高齢者に対し資金の貸付を行うことにより、経済的自立と生活意欲を助長します。

2-39 税や各種割引・減免制度の周知（継続）

【担当：社会福祉課】

障がい者手帳の交付に伴い、その等級に応じて税金や公共交通機関等の料金、公共料金、各種施設の利用料等、各種の減免・割引制度に該当するため、その周知を図ります。





基本目標3 教育・育成の推進

現 状

「障がい者アンケート」に回答のあった障がい児のうち、知的障がいのある子が73.5%（87.0%）おり、そのうち発達障がいもあわせ持つ子が8.0%（55.0%）います。学齢期では、41.4%（45.5%）が小・中・高校の普通学校へ、31.0%（31.8%）が特別支援学校へ通学しています。なお、平成26年8月1日時点で、市立小・中学校の特別支援学級に在籍する子は104人（在校児童・生徒数の2.34%）、近隣の特別支援学校6校に在籍する子は、小・中・高等部の合計で88人です。

また、要望としては、「放課後や長期休暇等の対応」や「周囲の障がい児理解」（あわせて37.5%（29.0%））のほか、卒業後の対策として、職業開拓や職業訓練の充実など就労に関連した支援38.0%（36.5%）や通所施設・グループホームなどの地域生活に必要な資源の充実48.1%（52.4%）を望む声が上がっています。

課 題

障がいのある子の乳幼児期から成人まで、それぞれの年齢に対応したきめ細かい育成支援には、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関が連携して、総合的な支援を行うことが必要です。

幼稚園・保育所等への就園時や小学校就学時には、特に相談支援が重要となります。保護者との信頼関係を背景に、特別支援学校の選択も視野に入れながら、関係機関による一貫した支援が望まれます。また、発達障がいについては、早期の発見と適切な指導がその後の社会性の獲得に大きな役割を果たすため、支援の充実が求められます。

さらに、教育期間終了後に自立した一個人として充実した地域生活を送るため、一般就労に向けた支援として本人への職業訓練はもとより、社会に対しては、障がい者雇用に対する理解の啓発や職場の開拓が必要です。また同時に、本人の状況や障がい程度に対応した作業を提供できる日中活動の場の整備も重要です。

目標の設定と施策の方向

教育・育成の推進

- ・ 施策の方向 1 障がい児の育成支援
- ・ 施策の方向 2 特別支援教育の推進





施策の方向 1 障がい児の育成支援

乳幼児健診等における早期発見により、適切な治療や療育指導へとつなげることに始まり、その後、成長段階に応じて関わる関係機関が連携体制を緊密にすることで、終始一貫した支援を実施します。

なお、障がいのある子への施設支援（入所・通所）については、平成24年4月から児童福祉法に一本化されました。

3-1 障がい児保育（保育所・幼稚園）（継続）

【担当課：こども課、学校教育課】

保育所や幼稚園等に日々通所し集団保育が可能な障がい児に対し、保育士等を加配して、障がい児への適切な保育を実施します。

◇在籍者数（加配保育士等数）

保育所 3人（3人）、幼稚園 9人（9人）

3-2 家庭児童相談事業（継続）

【担当課：こども課】

家庭相談員を配置し、不登校、生活習慣、発達・言葉の遅れ、非行等子どもの養育に関することについて、関係機関と連携を図りながら相談や支援等を行います。

1-7 就園及び就学时健康診断（継続）※再掲

【担当課：学校教育課】

幼稚園入園あるいは小学校入学時に実施する健康診断の機会に、発達の遅れや障がいの早期発見を図ります。

3-3 就学指導の実施（継続）

【担当課：学校教育課】

市教育支援委員会の設置により、障がいのある児童及び生徒に対し適正な就学指導を実施します。

3-4 障がい児支援体制の構築（充実）

【担当課：社会福祉課、こども課、健康推進課、学校教育課、社会福祉協議会】

障がいの発見から療育、保育、教育、就労等の各ライフステージに対応し、地域での成長を一貫して支援するため、関係機関の連携体制を作り、障がい児の将来に向けた自立と社会参加の促進を図ります。





3-追加1 発達障がい児等の相談、支援事業（新規）

【担当課：こども課（こども発達相談センター）】

心身の発達に遅れ、あるいはその疑いのある乳幼児及びその保護者、また、関係者の総合的な相談窓口として、保健、福祉、医療及び教育の各関係機関と連携を図りながら相談や支援、療育等を行います。

3-5 障がい児通所支援の充実（新規）

【担当課：社会福祉課】

発達の遅れなどによる障がいの気づきから療育へ、早い段階で適切な支援につなげるため、身近な療育の場として地域の障がい児通所施設の確保・充実を行います。

◇障がい児通所施設への通所者数：95人

3-6 児童虐待の防止（継続）

【担当課：こども課、健康推進課】

児童虐待については、相談体制の整備とともに医療機関や市の乳幼児健診、保育園や幼稚園、小中学校等からの情報等を活用して早期発見に努めます。また、発見に至った際には、迅速な相談支援により対応し、重大な問題があるケースについては児童相談所と協議し、ネットワーク会議を開催して問題の解決を図ります。





施策の方向2 特別支援教育の推進

特別支援学校と連携しながら、特別支援教育コーディネーターや学習指導員の配置、特別支援学級や通級での指導等により障がい児の学習を支援します。また、障がいへの理解を深めるため、教職員に対して研修を行うほか、児童・生徒については、学校教育における体験学習等をとおして「豊かな心」を育てます。

3-7 特別支援教育コーディネーターの配置（継続）

【担当課：学校教育課】

各学校の職員の中から特別支援教育コーディネーターを任命・配置し、小学校及び中学校における特別支援教育の推進・充実を図ります。

◇配置校数：全校

◇配置数：15人（各校1人以上）

3-8 障がい児学習指導員の配置（継続）

【担当課：学校教育課】

障がいのある児童・生徒の在籍する学級に、学習指導のための非常勤講師を配置し、一人ひとりの能力や適性に応じたきめ細かい指導を行います。

◇配置校数：小学校7校・中学校1校 配置数：8人

1-11 スクールカウンセラー配置（継続）※再掲

【担当課：学校教育課】

小学校・中学校にスクールカウンセラーを配置し、暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等諸課題の未然防止、早期発見及び早期解決を図ります。

3-9 通級指導の実施（継続）

【担当：学校教育課】

小学校及び中学校の通常の学級に在籍する軽度の障がい児に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、障がいに応じた指導を通級指導教室で行います。

◇通級学級数：2学級 通級児童数：12人

3-10 特別支援学級（継続）

【担当課：学校教育課】

小学校及び中学校に知的障がい、自閉症・情緒障がい、言語障がいの特別支援学級を設置し、障がいのある児童・生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育を通じて必要な支援を行います。

◇設置数（在籍者数）：小学校 8校・16学級（72人）

中学校 5校・9学級（28人）





3-11 教職員等研修の実施（継続）

【担当課：学校教育課】

特別な配慮を要する児童の普通学校への就学が多く見られる現状から、教職員の障がいに対する理解を深めるため研修を行います。

3-12 福祉教育・交流教育の実施（継続）

【担当課：学校教育課】

「総合的な学習の時間」の活用等により、関係機関との連携でボランティア活動等、地域での体験学習の機会を提供し、「豊かな心」を育成します。また、特別支援学校との交流教育を実施します。

3-13 学校施設のバリアフリー化（継続）

【担当課：学校教育課】

障がい児が支障なく学校生活を送れるように学校施設のバリアフリー化を進めます。

- ◇小学校：スロープ8校、障がい者用トイレ6校、エレベーター2校
- ◇中学校：スロープ3校、障がい者用トイレ（校舎3校、体育館4校）、エレベーター1校





基本目標4 雇用・就労の支援

現 状

「障がい者アンケート」によると、今後、正規雇用のほかパートや就労支援事業所も含め、何らかの形で「働きたい」と考えている人は24.9%（41.2%）^{※19}あり、就労への意欲の高さが表れています。実際にハローワークを利用して求職活動をしたことがある人は、43.6%（21.4%）と、増加傾向にあります。

また、現在仕事をしている人は、仕事の内容について「満足・どちらかといえば満足」が81.0%（78.0%）、収入面では「満足・どちらかといえば満足」が64.0%となっており、前回のアンケート結果の「不満・どちらかといえば不満」（67.0%）と逆転し、概ね満足というかたが半数以上という結果となりました。

また、障がいのある子を持つ保護者においても、学校教育終了後の進路対策として、一般企業への就職促進20.3%（17.6%）、職業訓練機関の充実17.7%（19.0%）、就労支援事業所等の充実24.1%（28.6%）など、就労関連の要望が多くを占めています。

課 題

雇用の確保は、自立した地域生活を経済的に支えるために不可欠であり、また、「働きたい」という意欲に応えるためにも、就労先の開拓が必須です。そこで、ハローワークを中心とした関係機関と連携して企業等とのマッチングを図るとともに、企業等に対しては障がい者雇用の各種助成制度の周知や、障がいに対する理解啓発を進める必要があります。

また、一般就労へステップアップするための技能獲得の場として、障がい福祉サービスの訓練給付を提供する就労支援事業所の確保と充実を図る必要があります。

目標の設定と施策の方向

雇用・就労の支援

- ・ 施策の方向1 雇用・就労の場の拡大
- ・ 施策の方向2 職業リハビリテーションの充実

※19 母数は、回答者のうち18歳から60歳までの者





施策の方向 1 雇用・就労の場の拡大

求職活動とともに大切なのが、生活面の安定です。そこで就労の支援と生活の支援を一体的に行う「障がい者就業・生活支援センター(県内福祉圏域ごとに1か所所在)」を活用しながら、ハローワークをはじめ関係機関と連携して横断的・総合的に支援します。

また、市内の企業等に対して障がい者雇用への理解啓発を実施するとともに、障がい者が雇用されている企業や障がい者就労支援施設等に優先的に官公需を発注することで、継続的な雇用の確保を図ります。

4-1 障がい者雇用制度の普及・啓発と雇用に対する理解の促進（新規）

【担当課：社会福祉課、商工観光課、社会福祉協議会】

市商工会及び地域自立支援協議会と連携・協力しながら、市内の事業者に対し「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づく障がい者雇用制度の趣旨の普及・啓発を行うとともに、雇用に関する理解の促進等を進めます。

4-2 障がい者就労支援事業所等における受注と雇用の促進（新規）

【担当課：社会福祉課】

障害者優先調達推進法の趣旨にのっとり、障がい者の就労支援事業所や障がい者を雇用する事業所に対して官公需を優先的に発注することにより、障がい者の仕事、賃金の確保と雇用の促進を推進します。

◇那珂市役所における平成25年度の調達実績

事業所数：3事業所

調達内容：トイレ清掃、除草、芝生管理等

調達実績額：391,500円

4-3 就労支援ネットワークの活用（新規）

【担当課：社会福祉課】

ハローワークをはじめ、県内の障がい福祉圏域ごとに設置されている「障がい者就業・生活支援センター」のネットワークを活用して、障がい者の就労を進めます。





施策の方向2 職業リハビリテーションの充実

就労に対する目標意識を高め、必要な知識や技術等を習得するために、障がい福祉サービスとして、就労支援事業所において就労訓練を提供します。また、特別支援学校の卒業者や就労支援事業所の利用者の中で、就労に意欲のある人については、関係機関と連携しながら、各種の障がい者雇用促進の制度を活用し、就職から職場への適応・定着まで支援を行います。

4-4 障がい福祉サービスによる就労支援事業所の確保（継続）

【担当課：社会福祉課】

法定の障がい福祉サービスによる就労支援事業所を確保し、一般就労へ向けた訓練の場を提供します。

◇市内障がい者就労支援事業所数：9 事業所

4-5 特別支援学校、就労支援事業所等から就労への移行促進（新規）

【担当課：社会福祉課】

特別支援学校卒業後の進路として一般就労へ、あるいは就労支援事業所での就労訓練から一般就労へとつなげるために、各種の障がい者雇用促進の施策を活用しながら、関係機関と連携して継続的に支援します。





基本目標 5 社会参加の促進

現 状

「障がい者アンケート」によると、この1年の間に、芸術鑑賞・スポーツ教室・教養講座・旅行等の趣味の活動のほか、障がい者団体や地域の活動等、何らかの社会的な活動に参加した人は61.3%（50.5%）と増加し、「今後参加したい」と回答した人は17.2ポイント増えて80.2%（63.0%）となっており、社会参加への意欲が表れています。

しかしながら、社会的な活動に参加しなかった半数弱の人については、その理由として「ひとりで出かけられない」39.9%（36.9%）、「どんな活動があるかわからない」27.0%（32.0%）をあげており、“移動と情報のバリア”により社会参加が阻害されている現状があります。

課 題

障害者基本法では、共生社会をめざす上で、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されなければならないこと、さらには、障がいのある人が活動に参加する際には、その障がいに応じた配慮（「合理的配慮」）をしなければならないこととされ、平成28年4月には障害者差別解消法が施行されます。

障がいのある人の社会参加を促進するためには、「合理的配慮」を施した上で各種活動の機会を提供することや、さまざまな地域の情報を広く周知することが重要です。それとともに、道路・交通のバリアフリー化、福祉サービスによる移動の支援やコミュニケーション手段の確保等、総合的に環境が整備された「住みよいまち」であることが必要です。

目標の設定と施策の方向

- 社会参加の促進
- ・ 施策の方向 1 文化・スポーツ活動等の振興
 - ・ 施策の方向 2 情報提供・コミュニケーション支援の充実
 - ・ 施策の方向 3 選挙における投票行動の促進





施策の方向 1 文化・スポーツ活動等の振興

文化・スポーツ・レクリエーション活動については、生きがいや楽しみを向上させる活動であるとともに、健康を保持・増進するための活動としても位置づけ、参加を支援します。また、障がいのある人に対して活動への参加を促すばかりでなく、開催する側における「合理的配慮」について意識の啓発を行います。

5-1 障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業（新規）

【担当課：生涯学習課、社会福祉課、市民協働課】

障がい者の体力増進や交流促進を図るため、スポーツ・レクリエーション教室を開催します。また、地区まちづくり委員会に対し、障がい者が地域の各種教室や活動に参加できるよう理解・協力を求めています。

5-2 スポーツ大会等への参加促進（継続）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

「茨城県身体障害者スポーツ大会」や知的障がい者の「茨城県ゆうあいスポーツ大会」への参加を支援します。

5-3 芸術・文化活動への参加促進（継続）

【担当課：生涯学習課、社会福祉課】

障がい者が各種生涯学習事業に参加する際や、障がい者団体が文化活動等を実施する際に協力・支援を行います。

5-4 文化・スポーツ活動における合理的配慮の普及・啓発（新規）

【担当課：生涯学習課、社会福祉課】

市や各種団体が主催する文化・スポーツ活動において、障がい者の参加を進めるため、それぞれの障がいに応じた「合理的配慮」意識の普及・啓発を実施します。

5-5 障がい者の読書環境の充実（継続）

【担当課：生涯学習課、社会福祉課】

市立図書館において、障がい者対象の図書等を計画的に拡充するとともに、代読ボランティアの確保・充実、図書自動読み上げ機の活用を図ります。

◇代読ボランティア登録数：10人

5-6 障がい児の参加する生涯学習事業（継続）

【担当課：生涯学習課】

「ふるさと教室」の開設を通して、障がい児が参加できる事業を実施するとともに、健常児との交流を進めます。

5-7 障がい者交流事業（継続）

【担当課：社会福祉協議会】

社会参加や自立訓練のほか、障がい者や介護者が親睦を図りながら障がいに対する理解を深めることを目的として事業を実施します。





施策の方向2 情報提供・コミュニケーション支援の充実

地域社会の総合的な情報提供を保障するため、障がいの特性に応じた方法により情報を提供するとともに、コミュニケーションを円滑にするための支援を実施します。

2-10 意思疎通支援事業（継続） ※再掲

【担当課：社会福祉課】

聴覚・言語・音声機能等の障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者、要約筆記者を派遣することによりコミュニケーション支援を行います。

5-8 情報のバリアフリー化の推進（継続）

【担当課：秘書広聴課、政策企画課、社会福祉課、社会福祉協議会】

市広報紙等の公的な発行物について、文字による情報入手が困難な人に音訳等により情報を提供します。また、市ホームページのバリアフリー化を推進するため、「高齢者・障害者等配慮設計指針（JIS X8341-3）」^{※20}に対応することを目標にアクセシビリティ^{※21}の確保と向上に取り組み、障がい者向けの情報提供のツールとして充実します。

※20 主に高齢者、障がいのある人及び一時的な障がいのある人がウェブコンテンツを知覚し、理解し、操作できるようにするために、ウェブコンテンツを企画、設計、制作・開発、検証及び保守・運用するときに配慮すべき事項について、日本工業標準調査会が指針として明示したもの。「8341」は「やさしい」を意味する。

※21 高齢者、障がい者を含む誰もが、さまざまな製品や建物、サービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合いを意味する。





施策の方向3 選挙における投票行動の促進

障がいのある人が投票を行う際の配慮として、各種選挙の選挙情報の提供、投票所のバリアフリー化を進めます。また、公職選挙法における郵便等による不在者投票制度について周知・啓発を行います。

5-9 選挙情報の提供（継続）

【担当課：総務課、社会福祉課】

視覚障がい者への対応として、選挙公報等の情報を音声で記録して配布することについて、障がい者支援団体等と連携・協力して実施します。

5-10 郵便等投票制度の周知・啓発（継続）

【担当課：総務課、社会福祉課】

投票所に行くことができない障がい者等が自宅において投票をし、選挙管理委員会に郵送する制度について周知・啓発を行います。

5-11 投票所のバリアフリー化（充実）

【担当課：総務課】

障がい者だけでなく、投票をする人の利便性向上のため、スロープや手すりを取り付ける等、バリアフリーの環境を整備します。また、歩行が困難な人のために車椅子を配置します。





基本目標6 住みよいまちづくり

現 状

「障がい者アンケート」によると、本市のまちづくりへの取り組みについて、「満足」「どちらかといえば満足」と回答した割合は、以下のとおりです。

- ① 「障がい者理解についての啓発・広報」 48.3% (50.5%)
- ② 「福祉関係ボランティア活動の促進」 52.2% (53.0%)
- ③ 「バリアフリーのまちづくり」 31.4% (37.8%)
- ④ 「障がい者（児）の防犯・防災対策」 35.9% (34.4%)
- ⑤ 「身近な人の障がい者理解」 55.8% (53.5%)
- ⑥ 「まちの住みよさ」 58.1% (64.8%)

この結果から、ソフト・ハード両面のバリアフリー化と防犯・防災対策が、取り組むべき課題であることが明らかです。また、その他の項目についても、誰もが満足を感じられるまちづくりの達成には、多くの課題が残されていることがわかります。

課 題

障がいのある人が住みやすいまちは、誰にとっても住みやすいまちとなります。このユニバーサルデザインの考え方を念頭に置き、快適で安全な「住みよいまちづくり」を実現するため、ソフト・ハード両面のバリアフリー化の推進、防犯・防災対策の徹底、ボランティア活動や団体活動等による地域の支援体制の構築等、あらゆる視点から環境整備を図る必要があります。

目標の設定と施策の方向

- | | | |
|-----------|-----------|-------------------|
| 住みよいまちづくり | ・ 施策の方向 1 | バリアフリーの生活環境整備 |
| | ・ 施策の方向 2 | 災害時支援・防犯対策の推進 |
| | ・ 施策の方向 3 | 地域支援体制の整備 |
| | ・ 施策の方向 4 | 障がいのある人についての理解の促進 |





施策の方向1 バリアフリーの生活環境整備

物理的・制度的・心理的・情報という“4つのバリア”のうち、特に物理的なバリアは、障がいのある人はもとより高齢者や子ども等の社会的弱者といわれる人々にとっては、生活する上で大きな支障となります。このバリアを取り除くため、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、市の施設をはじめとする公共的施設のバリアフリー化を推進し、生活・移動環境の整備を行います。

6-1 福祉ガイドマップの作成（新規）

【担当課：社会福祉課、市民協働課、商工観光課】

市内のバリアフリーの整備状況を把握することで、障がい者の移動の利便性を確保します。また、マップの作成に当たっては、まちづくりの一環として自治組織や商業・観光関連の事業者等と連携・協力します。

6-2 公共的施設のバリアフリー化（充実）

【担当課：社会福祉課、都市計画課、建築課、生涯学習課】

市の施設（道路、公園を含む。）をはじめ、人が多く集まる商業施設や駅等の公共的な施設について、市の整備計画や「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づいてバリアフリー化を推進するとともに、事業者に対しては、バリアフリー設備の設置についての理解・啓発を実施します。

6-3 道路・交通安全対策の推進（継続）

【担当課：土木課、都市計画課】

道路の歩道・車道の分離、段差解消、誘導ブロック敷設、障がい者用信号機の設置等、障がい者の移動環境の整備と安全対策を進めます。

6-4 交通手段の確保（充実）

【担当課：政策企画課】

鉄道駅から遠くバス路線もない地域等、買い物や通院などの日常生活の移動手段に不便をきたしている地域住民の交通手段の確保を図るため、那珂市地域公共交通連携計画に基づきデマンド交通及びコミュニティバスを運行します。また、障がい者をはじめ地域住民にとって利便性が高く、利用しやすいデマンド交通の運行体制を検討するとともに、障がい者が理解しやすい内容での情報提供や、周知広報を推進します。

6-追加1 市の附属機関等への障がい者の参画、登用（新規）

【担当課：社会福祉課】

市の施策、方向性を決めていく各種の審議会や委員会において、障がい者等の当事者の声を直接反映することができるよう、障がい者や障がいのある子を持つ保護者が委員に参画することについて推進します。併せて、その際に障がい者が必要とする移動支援、意思疎通支援事業等を活用して合理的配慮を行うなど、環境の整備を推進します。





施策の方向2 災害時支援・防犯対策の推進

「地域防災計画」に基づく対策を基本とし、災害の発生時には「避難行動要支援者支援制度」や「あん・しん・ねっと事業」による支援体制のもとで安否確認や避難誘導を行い、障がいのある人の安全を確保します。また、消費者犯罪に対する防犯対策を実施します。

6-5 地域防災計画の推進（充実）

【担当課：防災課】

「地域防災計画」に基づき災害時における障がい者の支援体制を整備するとともに、避難場所の周知や防災訓練の実施等により、一人ひとりの防災意識の向上を図ります。

6-6 避難行動要支援者支援体制の構築（充実）

【担当課：防災課、社会福祉課、介護長寿課、社会福祉協議会】

市の「避難行動要支援者支援制度」と、市社会福祉協議会の住民主体による見守りあいの「あん・しん・ねっと事業」、市内3か所の地域包括支援センターにおいて要支援者の情報が確認できるよう構築されたシステムとの連携により、災害時の避難支援を実施します。

6-7 緊急時の情報配信の徹底（充実）

【担当課：防災課、社会福祉課】

緊急時等における防災無線による情報が確実に配信されるよう、対象者へのファックス機能付き防災無線の配布と定期メンテナンスを徹底します。

6-8 消費者被害の防犯対策の推進（充実）

【担当課：環境課、社会福祉課】

消費生活センターにおいて、消費者トラブルの相談、消費生活情報の周知と消費者被害の未然防止のための広報・啓発を行います。





施策の方向3 地域支援体制の整備

社会福祉協議会は、民間の自主的な活動の中核として住民参加の福祉活動を推進する一方で、行政が実施する施策を補完する機関としても重要な役割を担っています。市と社会福祉協議会とが“両輪”となって地域福祉を推進するために、今後更に連携を深めていきます。

また、障がい者虐待の未然防止や当事者団体の活動支援をとおして、障がいのある方が安心して生活するための地域支援体制を整備します。

〈基本事業〉

6-9 社会福祉協議会との連携（充実）

【担当課：社会福祉課】

市社会福祉協議会は、独自の福祉事業はもとより、多方面にわたる市の事業を受託しており、地域福祉推進の実質的な担い手として位置づけられます。今後も、連携を強化していきます。

6-10 障がい者の虐待防止（新規）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

障がい者に対する虐待を防止することは、障がい者の尊厳を守り、自立と社会参加を保障する上で重要です。障がい者虐待防止センターを設置し、24時間365日通報・相談が可能な体制を整えて関係機関との連携を強化し、虐待の予防と早期発見を行います。（2-追加1と連携します。）

◇緊急一時避難施設：4事業所

保護実績：なし

6-11 ボランティア活動の振興（継続）

【担当課：市民協働課、社会福祉課、社会福祉協議会】

協働のまちづくりを推進する一環として、「市民活動支援センター」を拠点としてボランティア活動の振興を進めます。センターの運営は、市社会福祉協議会へ委託します。

6-12 障がい者団体等活動支援（継続）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

障がい者団体や家族会等の活動は、当事者の互助的な役割のみならず、障がい者理解や福祉の充実を推進するための社会に向けた発信の場でもあります。引き続き、活動の活性化を支援します。





施策の方向 4 障がいのある人についての理解の促進

障害者基本法では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること、障がいを理由として差別や権利利益を侵害してはいけないことが定められています。

「障がい者週間」は、これらの“基本原則”についての関心と理解を広く国民の間に深め、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の社会活動に参加することを促進するため設けられているものです。

この「障がい者週間」をはじめとして、随時、機会をとらえて障がい者理解のための広報・啓発を実施するとともに、子どものうちから「豊かな心」を育むため、学教教育における福祉の教育を進めます。

また、平成28年4月には障害者差別解消法が施行され、「不当な差別的取扱い」とすることと、「合理的配慮をしないこと」は、障がい者を差別することになります。障がいのある人もない人も共に生きる社会づくりの実現に向け、周知・啓発を実施します。

〈基本事業〉

3-12 福祉教育・交流教育の実施（再掲）（継続）

【担当課：学校教育課】

「総合的な学習の時間」の活用等により、関係機関との連携でボランティア活動等、地域での体験学習の機会を提供し、「豊かな心」を育成します。また、特別支援学校との交流教育を実施します。

6-13 障がい者理解についての啓発・広報の推進（充実）

【担当課：社会福祉課】

障がい者週間（12月3日から9日まで）にあわせて啓発事業を実施するほか、日常的に市広報誌・ホームページ等により障がい者理解を呼びかけることで啓発を進め、共生社会の実現をめざします。また、障害者差別解消法に施行に併せ、市民への周知・啓発活動を行い制度理解の推進と実現を図ります。







第3章 重点事業と計画の推進

第1節 ライフステージ別重点事業

第2節 計画の推進





第1節 ライフステージ別重点事業

1 ライフステージ

人は、出生から就学・就労を経てリタイアするまでの間、人生の節目節目で生活が大きく変わります。障がいのある人にとっても同様に、ライフステージが変化するときには、必要な支援やサービスも変化します。

そこで、障がいのある人の一生を“乳幼児期・児童期・青年期・成人期・高齢期”の5つのステージに区分し、それぞれの時期に必要な事業を重点事業として設定します。

2 重点事業

第2章で設定した基本事業の中から、ライフステージに応じた重点事業を選定・推進することで、年齢やライフステージ・ライフスタイルに応じて、いきいきと充実した生活が送れるよう支援します。





＜ I ＞ 乳幼児期（胎児・新生児から就学前まで）

- 1 妊産婦及び乳幼児について、心身の健康管理による疾病予防を進めます。
- 2 障がいの早期発見・早期対応と、地域での療育指導体制の整備・充実を行います。
- 3 家族への支援も含めた相談支援を実施します。

基本目標の区分	ライフステージ別重点事業
保健・医療の充実	1-1 健康診査事業（母子保健）
	1-2 乳児家庭全戸訪問事業
	1-3 乳児保健指導事業
	1-4 （廃止）乳幼児育成指導事業
地域生活支援の充実	2-8 相談支援事業
	2-17 日中一時支援事業
教育・育成の推進	3-1 障がい児保育（保育所・幼稚園）
	3-4 障がい児支援体制の構築
	3-追加 1 発達障がい児等の相談、支援事業
	3-5 障がい児通所支援の充実
社会参加の促進	5-6 障がい児の参加する生涯学習事業
住みよいまちづくり	6-2 公共的施設のバリアフリー化
	6-13 障がい者理解についての啓発・広報の推進





＜Ⅱ＞ 児童期（小学校入学から中学校卒業まで）

- 1 交通事故やスポーツ事故等の不慮の事故防止や、いじめや不登校等から引き起こされるこころの病の予防に努めます。
- 2 普通学校における特別支援学級等の設置や、施設のバリアフリー化等による受け入れ体制を充実します。
- 3 「豊かな心」を育成する教育や、障がいのある子と障がいのない子との交流教育を進めます。

基本目標の区分	ライフステージ別重点事業
保健・医療の充実	1-9 こころの相談事業
	1-11 スクールカウンセラー配置
地域生活支援の充実	2-8 相談支援事業
	2-17 日中支援事業
教育・育成の推進	3-4 障がい児支援体制の構築
	3-追加1 発達障がい児等の相談、支援事業
	3-5 障がい児通所支援の充実
	3-9 通級指導の実施
	3-10 特別支援学級
3-12 福祉教育・交流教育の実施	
社会参加の促進	5-6 障がい児の参加する生涯学習事業
住みよいまちづくり	6-2 公共的施設のバリアフリー化
	6-13 障がい者理解についての啓発・広報の推進





＜Ⅲ＞ 青年期（高校入学から25歳頃まで）

- 1 学校生活から社会生活へステージが大きく変化する中、不慮の事故や薬物依存の防止とともに、こころの病の予防を行います。
- 2 障がいのある子の進学や就労について、関係機関と連携を強化しながら卒業後の生活を支援します。
- 3 充実した地域生活が送れるよう、障がい者理解の推進を図りながら、通所事業所や余暇活動等の受け入れ態勢を充実します。

基本目標の区分	ライフステージ別重点事業
保健・医療の充実	1-9 こころの相談事業
	1-10 うつ病等広報・啓発
地域生活支援の充実	2-3 地域自立支援協議会の運営
	2-6 障がい福祉サービスの給付
	2-8 相談支援事業
	2-17 日中一時支援事業
雇用・就労の支援	4-1 障がい者雇用制度の普及・啓発と雇用に対する理解の促進
	4-2 障がい者就労支援事業所等における受注と雇用の促進
社会参加の促進	5-1 障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
	5-4 文化・スポーツ活動における合理的配慮の普及・啓発
	5-8 情報のバリアフリー化の推進
住みよいまちづくり	6-2 公共的施設のバリアフリー化
	6-4 交通手段の確保
	6-6 避難行動要支援者支援体制の構築
	6-10 障がい者の虐待防止
	6-12 障がい者団体等活動支援
	6-13 障がい者理解についての啓発・広報の推進





＜Ⅳ＞ 成人期（25歳頃から64歳まで）

- 1 将来、障がいを持つことにならないよう、健康診断の実施により生活習慣病等の予防・早期発見を行います。
- 2 働きざかりで障がいを持つことになった人に対しては、障がい福祉サービスによる自立訓練や就労訓練をとおして、日常生活や職場への復帰を支援します。
- 3 相談支援事業の活用により、居住の場の確保や就労支援等、障がいのある人の自立生活を支援します。

基本目標の区分	ライフステージ別重点事業
保健・医療の充実	1-5 成人保健健康診査事業
	1-6 成人保健指導事業
	1-9 こころの相談事業
	1-10 うつ病等広報・啓発
地域生活支援の充実	2-3 地域自立支援協議会の運営
	2-6 障がい福祉サービスの給付
	2-8 相談支援事業
	2-17 日中一時支援事業
雇用・就労の支援	4-1 障がい者雇用制度の普及・啓発と雇用に対する理解の促進
	4-2 障がい者就労支援事業所等における受注と雇用の促進
社会参加の促進	5-1 障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
	5-4 文化・スポーツ活動における合理的配慮の普及・啓発
	5-8 情報のバリアフリー化の推進
住みよいまちづくり	6-2 公共的施設のバリアフリー化
	6-4 交通手段の確保
	6-6 避難行動要支援者支援体制の構築
	6-10 障がい者の虐待防止
	6-12 障がい者団体等活動支援
	6-13 障がい者理解についての啓発・広報の推進





<V> 高齢期（65歳以上）

- 1 要介護状態になることを予防するため、健康診断の実施による疾病の早期発見とともに、こころの病の予防を実施します。
- 2 生きがいや楽しみを向上させる文化・スポーツ・レクリエーション活動への参加を進めます。
- 3 65歳以上の人は介護保険制度の対象となるため、障がい福祉サービスとの連携・調整を行い、適切なサービス提供により地域での生活を支援します。

基本目標の区分	ライフステージ別重点事業
保健・医療の充実	1-5 成人保健健康診査事業
	1-6 成人保健指導事業
	1-9 こころの相談事業
	1-10 うつ病等広報・啓発
社会参加の促進	5-1 障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
	5-4 文化・スポーツ活動における合理的配慮の普及・啓発
	5-8 情報のバリアフリー化の推進
住みよいまちづくり	6-2 公共的施設のバリアフリー化
	6-4 交通手段の確保
	6-6 災害時要援護者支援体制の構築
	6-12 障がい者団体等活動支援
	6-13 障がい者理解についての啓発・広報の推進





第2節 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の確実な推進をめざし、事業実施の進捗状況を点検・評価するために、次の機関を設置します。

◇障がい者プラン推進委員会

推進委員会は、学識経験者、福祉関係団体代表（当事者を含む。）、市関係代表によって構成され、障がい者プランの進捗状況の点検・評価を行うとともに、適宜、改善策を協議します。

◇障がい者プラン推進ワーキングチーム

ワーキングチームは、推進委員会の補助機関として、庁内の障がい者プラン関連部署の代表によって構成されます。

2 事業の評価

障がい者プランのうち、「障がい者計画」において設定した「ライフステージ別重点事業」について、年次ごとに進捗状況の点検・評価を行います。

まず、障がい者プラン推進ワーキングチームにおいて、必要な調査・検討を踏まえて評価・点検を行った上で、その結果をもとに、障がい者プラン推進委員会において最終評価を行います。

また、「基本事業」については、ワーキングチームの各委員がその担当するものについて、市の行政評価システムに準じて事業評価を行います。

なお、「障がい福祉計画」（第2部参照）の変更策定に当たっては、あらかじめ地域自立支援協議会に意見を聴取し、必要な対策を実施します。





3 基本目標の評価

本計画では、基本理念『ともに暮らし ともに輝くために』のもと、施策推進の“道標”として6つの基本目標を定めています。これら基本目標についての評価は、本計画の最終年度に実施することとし、次期計画策定に向けた見直しの根拠とします。

なお、今回実施した「障がい福祉アンケート」から把握できた「現状値」をもとに、計画の最終年度（平成29年度）における「目標値」を以下のとおり設定します。

基本目標	主な施策の項目	平成25年 現状値	平成29年 目標値
保健・医療の充実	*「こころの病」の予防・支援対策	33.3%	45%
	*保健・医療・福祉などのネットワーク	44.3%	60%
地域生活支援の充実	*福祉サービス等の相談体制	56.3%	65%
	*福祉サービスの利用しやすさ	54.3%	60%
教育・育成の推進	*障がい児の教育・育成（全体）	38.3%	55%
	*障がい児の教育・育成（障がい児）	23.3%	40%
雇用・就労の支援	*雇用の場・就労の場の確保	26.1%	35%
	*職業訓練・職業能力の開発	31.3%	40%
社会参加の促進	*情報保障・コミュニケーション支援	36.1%	45%
	*月に1回程度以上の外出者割合	90.5%	95%
住みよいまちづくり	*障がい者理解についての啓発・広報	48.3%	60%
	*バリアフリーのまちづくり	31.4%	45%
総合	*身近な人の障がい者「理解度」	55.8%	70%
	*まちの「住みよさ度」	58.1%	70%



